

甲号

February 2, 1951

Dear Mr. Eisenstein:

With regard to our three conversations on the question of reorganizing councils etc., I take the liberty of sending you, for reference, the attached memorandum clarifying our standpoint.

Yours very truly

Deputy Chief Cabinet  
Secretary

0156

1. The Japanese Government is seriously considering the streamlining of existing councils and other advisory bodies, and is ready to reorganize them as much as possible in line with your suggestion. It has also a plan for drastically reducing their number.
2. With regard to councils and other advisory bodies related to trade and other enterprise and which deal with (a) adjudication of appeals or settlement of conflicts, (b) determination of amounts of damages or of compensations and (c) licence, permission and other administrative actions, we are ready to reorganize them in line with your suggestion. However, as the government has to secure the consent of relevant GHQ sections in respect to some of these councils, we like to have your assistance in this connection.
3. In reference to officers and employees of trade associations, we will eliminate them from the councils coming under the category mentioned above, and in the case of councils dealing with matters of general applicability, we will reduce the number of such members to the extreme minimum.
4. We are ready to follow your suggestion with regard to the following points:
  - (a) That the advice, opinions or recommendations of councils etc. will not have the effect of officially binding the government.
  - (b) That the members of councils etc. will be appointed for six months and may be extended for another six months.
  - (c) That the approval of the Prime Minister is necessary for each appointment.

0157

RA'-0582

0095

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

審議会等の設立基準等に関する件

(閣議決定案)  
二六三五

一、審議会等の設置

- (一) 審議会、審査会、協議会、顧問、参与等（以下「審議会等」と称する。）は、それが附置される行政機関の所掌事務に關し、一般的政策、方針、法律、政令その他の規則の草案その他の一般的に適用される事項について、当該行政機関の職員のみからは得られない参考的乃至勸告的意見を聴取するために設置されるのを原則とする。但し左に掲げるような場合には、個々の特定事項について審議する審議会等を設置することができる。
- (イ) 職業的資格の試験検定を行う場合
- (ロ) 懲戒、職業的資格の制限、剝奪を行う場合
- (ハ) 官吏のみで組織され、又は委員が他の職業と兼職できない

行政管理廳

旨の法律上の制限がある場合

- 右のほか、商業、工業、運輸業、金融業その他の企業と関係のないものについては、左に掲げるような場合にも、個々の特定事項について審議する審議会等を設置することができる。
- (イ) 行政処分に対する異議の申立、紛争等を裁定する場合
  - (ロ) 損害額、補償額等を判定する場合
  - (ハ) 認許可その他の行政処分について、当該行政機関の職員の判断のみに任ずることが適当でなく、広く部外の公平な意見を聞く必要がある場合
  - (ニ) 審議会等を設置する場合は法律に上らなければならない。但し、緊急の必要があり、立法措置を待つことができなない場合には、閣議決定でこれを設置することができるが、この場合にも事後なるべく速かに立法的措置を講ずるものとする。

B4 タイプライター用紙



二 審議会等の委員

- (一) 審議会等の委員は、その審議会等が助言することとなつてい  
る分野を公平に代表するよう選定されなければならない。  
産業界の役員を任命する場合には、同一の会社又は企業から  
二人以上委員を任命してはならない。
- (二) 左に該当する者を審議会等の委員に任命してはならない。
  - (イ) 過去五年以内に刑事上の罪により禁錮以上の刑に処せられ  
た者又は過去一年以内に刑事上の罪により有罪の判決を受け  
た会社の役員である者
  - (ロ) 公正取引委員会の最終決定により、個人として又は会社の  
役員として、独占禁止法又は事業者団体の違反に責任あり  
と認められた者
  - 商業、工業、運輸業、金融業その他の企業に関係ある審議会等  
(以下「経済関係審議会等」と称する。)については、個々の

行政管理廳

- 特定事項を審議するものにあつては、事業者団体の役員を委  
員に任命することはできず、又一般的事項を審議するものに  
あつても、已むを得ない特別の必要のある場合の外、事業者団  
体の役員を委員として任命してはならない。
- (三) 審議会等の委員の任期は経済関係審議会等にあつては六カ  
月を、その他のものについては一年を越えない期間とし、必要に  
よつて更に一回を限つて更新され得るものとする。但しその任  
命に当り国会の議決を経るものについては別段の定めをするこ  
とができる。
  - (四) 審議会等の委員を任命する場合及びその任期を更新する場合  
には、内閣総理大臣の承認を経なければならない。
  - (五) 各行政機関は、その所管に属する審議会等の委員の履歴書を  
常時備えて、部外者から要求のあつた場合には、これを閲覧せ  
しめなければならない。

B4 タイプライター用紙

0159

RA'-0582

0097

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

三、審議会等の運営

- (一) 審議会等の助言、意見又は勧告は、政府を公的に拘束する効果を有するものではない。
  - (二) 審議会等は、そのなすべき助言、勧告又は意見に関係があり、又はそれらによつて影響を受ける個人又は団体から、場所又は施設の提供を受けてはならない。
  - (三) 審議会等は、その業務の実施を他の個人又は団体に委託したり、又は政府以外の者から業務の経費支弁若くは補償として金銭を受けてはならない。
- 四、現存審議会等の措置
- (一) 現存の各種審議会等については、行政簡素化、経費節減の見地から、別途閣議決定するところによつて大巾に縮減するとともに、本基準に基く所要の改組を行うものとする。
  - (二) 右の廃止又は改組に必要な法律改正等の措置は、各府省にお

行政管理廳

いて立案し、今期通常国会に提案するものとする。

(備考) 昭和二十四年十一月四日附閣議決定「審議会等整理方針」はこれを廃止する。

B4 タイプライター用紙

0160

RA'-0582

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

審議会等の設立基準等に関する件

(閣議決定案)  
二六二一〇

一 審議会等の設置

(一) 審議会、審査会、協議会、顧問、参与その他これに類似するもの(以下「審議会等」と称する。)は、それが附置される行政機関の所掌事務に關し、一般的政策、方針、法律、政令その他の規則の草案その他一般的に適用される事項について、当該行政機関の職員のみからは得られない参考的乃至勸告的意見を順取するため設置されるのを原則とする。但し左に掲げるような場合には、個々の特定事項について審議する審議会等を設置することができる。

(イ) 職業的資格の試験検定を行う場合

(ロ) 徴戒、職業的資格の制限、剝奪を行う場合

(ハ) 官吏のみで組織され、又は委員が他の営利的職業と兼職できない

ない旨の法律上の制限がある場合

右のほか、商業、工業、運輸業、金融業その他の企業と関係のないものについては、左に掲げるような場合にも、個々の特定事項について審議する審議会等を設置することとすることができる。

(イ) 行政処分に対する異議の申立、紛争等を裁定する場合

(ロ) 損害額、補償額等を判定する場合

(ハ) 特定の行政行為について広く国民の公平を意見を聞く必要がある場合

(二) 審議会等を設置する場合は法律によらなければならない。もし、法律によらずして審議会等を設置した場合には事後なるべく速かに立法的措置を講じなければならない。

審議会等の委員

(一) 審議会等の委員は、その審議会等が助言することとなつていて分別を公平に代表するよう選定されなければならない。



産業界の役員を任命する場合には、でき得る限り、大中小各企業、地理的位置及び当該産業を構成する企業の諸形態を公平に代表するように選出しなくてはならない。また、同一の会社又は産業界の経営に直接若しくは間接に関与するものか二人以上委員に任命されてはならない。

(イ) 左に該当する者を審議会等委員に任命してはならない。

(ロ) 過去五年以内の刑事上の罪により禁錮以上の刑に処せられた者又は過去二年以内の刑事上の罪により有罪の判決を受けた会社の役員である者

(ハ) 公正取引委員会の最終決定により、個人として又は会社の役員として、独占禁止法又は事業者団体法の違反に責任ありと認められた者

商業、工業、運輸業、金融業その他の企業に關係ある審議会等（以下「経済関係審議会等」と称する。）であつて今後設置

されるものについては、事業者団体の役員を委員に任命してはならず、又、既存のものであつて事業者団体の役員が委員となつてゐるものについては、次項によつて算定された当該委員の任期（本審議決定に基く審議会等改組の措置かとられた日から起算するものとし、更新の場合を含む）終了後は、新たに事業者団体の役員を委員に任命してはならない。

目 審議會等の委員の任期は経済関係審議會等によつては三月を、その他のものについては一年を總えをい期間とし、必期によつて更に一回を限つて更新されるものとする。但しその任命に当り両会の議決を経るもの及び前掲一、二の審議會等については別段の定めをすることが出来る。

四 審議會等の委員を任命する場合は及びその任期を更新する場合には、内閣総理大臣の承認を経なければならぬ。

五 各行政機関は、その所管に關する審議會等の委員の履歴書を常時備えて、部外者から要求のあつた場合には、これを照會せしめなければならぬ。

三 審議會等の運営

(一) 経済的審議會等の助言、意見又は勧告は、政府を公的に拘束する効果を負するものではない。

(二) 審議會等は、そのたすべき助言、勧告又は意見に關係があり、又はそれらによつて影響を受ける個人又は団体から、場所又は施設の提供を受けなければならない。

(三) 審議會等は、その業務の實施を他の個人又は団体に委任したり、又は政府以外の者から業務の經費支弁若くは補償として金銭を受けてはならない。

四 経済的審議會等は、同々の決定事項について審議してはならない。

五 現存審議會等の措置  
(一) 現存の各種審議會等については、行政簡素化、経費節減の観点から、別途開議決定するところによつて大幅に削減するとともに、本基準に基く所開の改組を行うものとする。

(二) 右の廃止又は改組に必要な法律改正等の措置は、各府省において立案し、今期通常国会に提案するものとする。

(備考) 昭和二十四年十一月四日付閣議決定「審議會等整理方針」はこれを廢止する。





Re: Standards for Establishing Councils, etc.

(Draft Cabinet Decision)

1. Establishment of Councils etc.

- (1) Councils, committees, advisers, counsellors, etc., (hereinafter referred to as "councils etc.") are established, as a rule, for the purpose of obtaining opinions of referential or advisory character with respect to general policy, principles, proposed legislation, Cabinet Orders, rules, regulations and other matters of general applicability within the jurisdiction of the administrative organs employing such councils etc., and which are not readily available from the personnel of these organs.

However, councils etc. to deliberate on individual cases may be established in the following cases:

- a. For the purpose of holding examinations, tests and matters of similar nature.
- b. In the case of deciding whether a person should be reprimanded or not, or revoking licenses and other acts of suspending or depriving of particular rights or privileges.

0165

- 2 -

- c. In adjudicating on appeals with regard to particular administrative actions or on conflicts of rights or privileges.
- d. When it is deemed necessary to hear the impartial outside opinions with regard to licenses, permissions, compensations and other particular administrative actions for the purpose of not leaving these actions to the sole discretion of the personnel of the relevant administrative organs.

- (2) Councils etc. are to be established by law. In the case of urgency which does not allow the time for necessary legislation, they may be established by Cabinet decisions. In such case, however, legislative steps should be taken afterward at the early possible occasion.

2. Members of Councils etc.

- (1) Members of councils etc. are to be selected so as to represent fairly the field in which they are called to give advice.

Where industry officials or employees are to be appointed, care should be taken that not more than one member are selected from the same company or commercial enterprise.

- (2) The following persons are excluded from the membership of councils etc:

0166

RA'-0582

0103

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

- a. Who has been sentenced to imprisonment upon conviction of a criminal offense within the previous five years or is an officer of a company which has been convicted of a criminal offense within the previous year.
  - b. Who has been found responsible, either individually or as an officer of a company, for a violation of the Anti-Monopoly Law or Trade Association Law by a final decision of the Fair Trade Commission.
- (3) Each administrative organ should keep the curricula vitae of all the members of councils etc. established within it and must show them to the outsiders when requested.
  - (4) Members of councils etc. are to be appointed for a period not exceeding one year. If necessary, the term may be renewed for once. In the case of councils etc. which require Diet approval for the appointment of their members, the term of membership may be stipulated otherwise.
  - (5) With regard to councils etc. to deliberate on individual cases as mentioned in the proviso of 1 (1) above, officers or employees of an entrepreneur or a commercial company having direct relation with the matters to be deliberated are not to be appointed as members.

0167

3. Operation of Councils etc.
  - (1) Councils etc. are prohibited from accepting space or facilities from any individual or corporated body concerned with or affected by the advice, recommendations or opinions which they are to render.
  - (2) Councils etc. are prohibited from delegating the performance of services to any party other than themselves or accepting money from any party, other than the government, in payment of expenses or compensation for such services.

0168

RA'-0582

0104

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

Principles for Law Regulating the Appointment of Government Advisors and Consultants

1. Purpose of Law

- a. To insure that governmental powers are not delegated to private persons or groups but, to the maximum extent possible, are exercised only by persons in the regular public service appointed in accordance with and subject to the National Public Service Law;
- b. To prevent the undue influence and control of interested private groups over the administration of business or governmental affairs which are properly the responsibility of government officials;
- c. To prevent the resurgence of the shokutaku system and the influence formerly exerted by control associations and control companies;
- d. To provide uniform standards for the employment of special advisors and consultants when required;
- e. To circumscribe the limits of authority of advisors and consultants and to define the proper methods of obtaining advice and consultation by the executive branch of the government.

2. Scope of Law

- a. To apply to all advisors, consultants, committeemen or persons similar thereto who are specially appointed or employed by any ministry or any part or subdivision of the executive branch of the government in connection with the giving of advice, recommendations or opinions relating to government policies, programs, rules, regulations or other matters affecting any entrepreneur or group of entrepreneurs or any trade or field of enterprise within the jurisdiction of such ministry or employer, whether appointed with or without Diet approval, whether compensated or not, whether on a temporary, full or part-time basis, whether individually or as a group, other than classified civil servants in the regular public service appointed after competitive examination pursuant and subject to the National Public Service Law.

3. Eligibility of advisors and consultants

- a. Councils shall be fairly representative of the field in which it is to give advice. Where industry officials or employees are to be appointed, they shall be so selected as to fairly represent large, medium and small scaled enterprises, geographic locations and types of enterprises comprising the industry.

*1. Freedom of competition in the industry*  
*2. Avoidance of prejudice*  
*3. No those law advanced*  
*4. Study of the industry*  
*5. On the basis of this or mutual understanding (not by direct advice)*  
*Principle guide*

0169

- b. Not more than one member of a council may be concurrently, or have been within the previous two years, an officer, employee, representative, proprietor or shareholder of the same company or commercial enterprise.

- c. No person shall be eligible who 1) concurrently or within the previous two years acted as an officer, employee, manager or representative of any trade association as defined in the Trade Association Law (Law No. 191 of 1948), or 2) has been sentenced to imprisonment upon conviction of a criminal offense within the previous five years or is an officer of a company which has been convicted of a criminal offense within the previous year, or 3) has been found responsible, either individually or as an officer of a company for a violation of the Anti-Monopoly Law or Trade Association Law by a final decision of the Fair Trade Commission.

- d. Curriculum vitae shall be filed with the employing agency prior to appointment and shall be at all times available for inspection by any member of the public.

4. Procedure - Before appointing any advisor or advisory council, the employing agency shall submit to the Prime Minister complete information as to the matters on which advice is to be sought, the names of candidates and the proposed terms. No appointments shall be made unless the Prime Minister determines:

- a. That the services of such advisor or council are required to obtain scientific, technical or other necessary advice not otherwise readily available from government sources, and

- b. That such advice is to be obtained only with respect to general policies, programs, proposed legislation, rules, regulations and other matters of general applicability within the jurisdiction of the employing agency, and

- c. That such advice, opinions or recommendations are to be of an advisory nature only and not officially binding on the government.

Appointments shall be for a period not exceeding six months and may be extended for an additional six months with the approval of the Prime Minister.

5. Advisors and councils shall be prohibited from:

- a. Acting in any manner, advisory or otherwise, on the grant, extension, restriction or revocation of specific franchises, licenses or applications pertaining to any business or field of trade; on the allocations of materials or services to be made to any particular enterprise; or on particular cases involving a decision by the government with respect to the rights, privileges, liabilities, claims for compensation or damages, duties or penalties of a particular person or enterprise, or

- b. Attempting to render decisions or furnishing advice, recommendations or opinions of an officially binding nature, or

- c. Having access to information obtained by or through the government disclosing costs of production or other internal business

conditions of any particular entrepreneur, issuing subpoenas, compelling the submission of reports, investigating the affairs of a particular person or entrepreneur or dealing directly with the public, or

d. Performing services in space or with facilities controlled or furnished by any trade association or by any person or organization concerned with or affected by the advice, recommendations or opinions to be rendered, or

e. Delegating the performance of services to any company, trade association or any other party or accepting from any party, other than the government, grants-in-aid or other funds in payment of expenses or compensation for any such services.

6. The employing agency shall have complete freedom to consult or not to consult or to dismiss advisors or councils appointed by it.

7. Applicability

a. Within six months from the enactment of the law, all provisions of existing laws inconsistent with the new law shall be repealed or amended to make them conform.

b. The new law shall exclusively govern the appointment of all advisors and councils, other than those in the regular public service appointed pursuant to competitive examination under and subject to the National Public Service Law. Every ministry and executive agency has full authority to appoint advisors and councils pursuant to the new law without the necessity for any separate or special law.

c. Advisors and members of councils shall be deemed to be in the special government service. Neither the National Personnel Authority nor any ministry or other government agency shall have authority to make any exceptions from this law.

d. The law shall not preclude any ministry or executive agency from holding public hearings whenever deemed necessary or in the public interest, with respect to any matter within the jurisdiction of such agency or with respect to the advice, recommendations or opinions of advisors or councils under the law.

8. Penalties- Penalties should be provided for any disqualified person who serves as an advisor or consultant, for any person who knowingly disregards any restriction or prohibition and for any government official who knowingly appoints a disqualified person or participates in any violation of the law. Such public official should also be subject to removal from office.

9. National Public Service Law Article 13 of the Supplementary Provisions of the National Public Service Law should be amended to prohibit any exceptions from the new law or from the National Public Service Law with respect to the appointment of advisors or consultants.

10. Every ministry or executive agency presently employing advisors or councils under separate laws inconsistent with the new law shall submit an informational report thereof to the Diet within 30 days after enactment of the new law.

0171

0172

RA'-0582

0106

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

審議会整理問題に關する才三回会議録を送りました。  
 以上英文は右会議録関係長官の同意見で井上副長官  
 から芝倉に送った書翰です。右書翰に芝倉は厚則的  
 賛意を表し、川水伯更に才四回会議一行の申し送り  
 了了。

二月二日

中川 光

木村運送局長殿

行政管理庁

0173

RA'-0582

0107

審議会等整理に関し総司令部と会談の件(第三回)

(三六三) 中川記

主題の件に関し、二月一日(木)午後二時半、井上内閣官房副長官は「エイゼンスタイン」氏と第三回の会談を行つたが(中川同席)、その模様は大要左の通りであつた。

一、先ず副長官より、その後官房長官、各省次官とも相談したが、法律によるか、閣議決定によるかという点についてはまだ結論に到達していない。結局それは個々の審議会について検討してみなくては結論を出し得ないと考える。審議会の中には総司令部関係セグションの強い示唆に基いて出来ているものがあり、これが新しい基準に従つて改組出来るということでないかと法律を作つても結局例外を認めなくてはならなくなる。次に事業者団体の役職員を委員に入れたいという貴方の考え方も理解でき

### 行政管理廳

るが、日本の現状では経済界の優秀な人々は同時に事業者団体の役職員になつてゐることが多いので、これを全面的に排除することは困難であると考える。この場合はこれらの人々はその個人的なメリットに基いて委員となるのであつて、事業者団体の役職員たる資格において任命されるのではない。しかしこれらの者も大巾に排除する用意はある。又委員の任期については六カ月とし、さらに六カ月更新できるとする貴方の案に同意してもよい。又その他(1)審議会の意見が政府を拘束する効果のない旨を明記すること(2)任命に當つて総理大臣の承認を要することとの二点については貴方申出の通りとしよう。さらに経済関係の審議会等について個々の特定事項を審議するものについては、最初に申上げた若干の審議会について総司令部関係部局の同意が取付けられるということであれば、これを一切排除することとして差支ないと思へた。

B4 タイプライター用紙

0174

RA'-0582

0108

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

右に對し「エ」氏は、極めて不満足である、最初の話が始まつてから既に一月もたつたがまたこのような状況では自分としては本件から手を引き「マ」局長の処置に一任する外はないと述べた。副長官より、このようなことは政府の一方的命令で実施することは適當でなく、各省と話合ひの上漸次空気を醸成するといふやり方で行かなければならない。従つて或る程度の時間がかかることは已むを得ないと応酬したところ、「エ」氏は通産、農林等の省とはすでに二年前からこの話をしており、決して新しいことではない。リーズナブルな時間を惜しむものではないが、従来の経験によると時間のせん延は本件に對する反対を醸成するように使われていると答えた。

二、次いで「エ」氏は、貴方の提案された個々の審議会について検討する前に、自分の方で差し上げた書き物について各項目別に井上副長官の意見を聞きたいと述べ副長官はこれに同意した。各項

### 行政管理廳

目についての当方の意見左の通り。

(一) 法律の目的

統制団体は別として、囑託制度がそんなに無價のものであつたとは考えられない。

(二) 法律の適用範圍

政府としては經濟關係の審議会に對してのみならず、すべての審議会に對しての基準を定めてはどうかとの考えも持つてゐる。(右に對し「エ」氏は、自分等としては他の審議会等については関心はないが、別に反対ではない、たゞし実行不可能であるかと述べた)

(三) 助言者及び協働者の資格條件

- A 前段のみで十分であり、後段は実行不可能である。
- B 「株主」を入れること及び過去二年以内遡及することは行き過ぎである。

B4 タイプライター用紙

0175

RA'-0582

0109

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

C (1) 事業者団体の役職員は極力排除するが全部排除することは困難である。

(四) 手続

B 特定事項に関するものを全部廃止することは司令部関係セクションの同意が必要である。

(五) 禁止事項

A 前項に同じ

C 前項及び前々項により、経済関係に關し特定事項を審議する審議会が若干残るとすれば、それらについては或は特定の情報を政府がこれに提供する必要があるかも知れない。

(六) 協議し又は協議しない自由

特定事項に關する審議会が残れば、これらについては附議が必要的となる。

(七) 適用の態様(四)罰則(四)国家公務員法等については特に論議され

行政管理廳

す、たゞ国家公務員法の關係については、先方は多少誤解があり、同法附則第十三条は特別職に關し特例を人事院規則で定めることを規定したものと考えていたことが判つた。又先方が審議会の委員を特別職とする趣旨はこれを公務員法の制限から解放せんとする意味ではなく、現状では一般職とされながら人事院規則で公務員法による實質的制限(ことに民間との兼業禁止を排除しているのが怪しからぬとし、人事院に任しておいては「ルーズ」で困るから特別立法によつて制限を厳格にしようという意味であることが判つた。

三、右我方意見に対し、「エ」氏は要するに日本側の考えは原則的には賛成のようでありながら、現存審議会については一つも触れないようにすることであると述べた。次いで当方より別紙特定事項に關する経済関係審議会のリストを提出し、その中司令部関係セクションで異議あるものとして新聞出版用紙割当審議会、運輸

B4 タイプライター用紙

0176

RA'-0582

0110

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



審議会、道路運送審議会の三者を挙げたところ、「エ」氏は運輸審議会は米国の州際交通委員会に相当するものであるとのことであるから、これを名称を変えざるなり、或は名称を変えなくても、その委員は他の職を兼職出来ないことにすればよいではないかと述べ、又新聞出版用紙割当審議会については、日本政府が閣議決定をすれば総司令部内の何人もこれを阻止しえない等である。日本政府がきかなければならないのはスキヤピンだけであり、その他のことはきく必要はない。もし政府がロエの担当官の云うことを聞かなければならないというのなら、羅様の意味で同じく司令部の係官である私の云うことも聞かなければならない筈ではないかと述べた。

四 最後に「エ」氏は、最早やこれ以上交渉を継続しても無意味である。自分としては「マ」局長に報告しその措置に任せ、他はなると述べ会談を終つた。

行政管理局

B4 タイプライター用紙

0177

RA'-0582



February 2, 1951

Dear Mr. Eisenstein:

With regard to our three conversations on the question of reorganizing councils etc., I take the liberty of sending you, for reference, the attached memorandum clarifying our standpoint.

Yours very truly

---

Deputy Chief Cabinet  
Secretary

0178

1. The Japanese Government is seriously considering the streamlining of existing councils and other advisory bodies, and is ready to reorganize them as much as possible in line with your suggestion. It has also a plan for drastically reducing their number.
2. With regard to councils and other advisory bodies related to trade and other enterprise and which deal with (a) adjudication of appeals or settlement of conflicts, (b) determination of amounts of damages or of compensations and (c) licence, permission and other administrative actions, we are ready to reorganize them in line with your suggestion. However, as the government has to secure the consent of relevant GHQ sections in respect to some of these councils, we like to have your assistance in this connection.
3. In reference to officers and employees of trade associations, we will eliminate them from the councils coming under the category mentioned above, and in the case

0179

RA'-0582

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

of councils dealing with matters of general applicability, we will reduce the number of such members to the extreme minimum.

4. We are ready to follow your suggestion with regard to the following points:

- (a) That the advice, opinions or recommendations of councils etc. will not have the effect of officially binding the government.
- (b) That the members of councils etc. will be appointed for six months and may be extended for another six months.
- (c) That the approval of the Prime Minister is necessary for each appointment.

0180

RA'-0582

0113

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

河崎 昭  
小田部 武  
木村 昭

審議會整理の件に関する E S S Fair Trade Div. の
會議録の参考点について送り致します
中川
木村局長殿

行政管理庁

0181

RA'-0582

0114

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

審議会等の整理に関する件

(昭二五・三二二 行政管理庁)

十二月二十二日(金)午後二時中川管理部長は求めにより経済科学局フエア・トレッド・ブラクティス・テイヴィジョンの「エイゼンスタイン」氏と会談したが、その要領は左の通りであつた。

一、まず先方より、政府各省庁に附置されている審議会整理の問題については昨年経済科学局の「ヴェリテイ」次長が吉田首相の代理者に会見して司令部側の意向を伝えた結果十一月二日及び十二月二日の二回の閣議決定となつた。しかしその結果は必ずしも当初司令部側の意図したところと一致しておらない点があり、又その後審議会等が増置される傾向もある。それで今回SS全体の意向をとりまとめ、又SSとも協議した結果この問題についてさらに日本政府との話し合いを行いたいと考えている。

行政管理廳

しかし御承知のように「ヴェリテイ」氏はすでに帰国しておらず、又その対手であつた首相の代理者も記録では不明であるが、一体誰であつたか御存知であれば承りたいと述べた。中川より昨年審議会整理の行われた際は首相から官房長官及び本多國務大臣に話があつたそうであり誰がSSと接触したのか確認していない。ただ白洲氏がこれに当つてゐるのではないかとの話を間接的に聞いたことがある程度であると答えたところ、先方は「からば日本政府においてこの問題を主管するところは何処かと訊ねたので、それは機構上行政管理庁の所管に属すると答えた。すると同席の「サルウィン」氏より昨年はSSを代表して「ヴェリテイ」次長が首相の代理者と話したのであるが、今回もそれと同様に日本政府を代表する人と話するとすれば誰がよいであろうかと訊ねたので、そういうことであれば官房長官が適當であろうと答えた。

B4 タイプライター用紙

0182

RA'-0582

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

三 先方はそれでは一両日中に官房長官又は副長官と会談できる  
よう手配して貰いたいと述べたので、それは寧ろ直接連絡され  
る方がよいのではなからうかと答えたところ、ではそうしよう、  
しかしこちらの趣旨のあるところを予め伝達しておいて貰いた  
いとのことであつた。よつて当方から貴方の趣旨とするところ  
は結局どういふことかと質ねたところ、それは民間のビジネス  
と政府の行政とを分離することである。審議会には大部ビジネ  
スの代表がはいつてゐるが、これが一般的問題について意見を  
述べるという程度のものであれば差支ないが自分の関連ある事  
項についての政府の決定に参与するというやり方はいけない。  
これらの点については特殊の立法も考慮すべきではなからうか  
と考へてゐるとのことであつた。

(附記) 昭和二十四年十一月二日の閣議決定(「審議会等整

### 行政管理廳

理方針」)によつて、各種審議会のうち官吏のみを委  
員とするもの、民間の意見聴取程度のもの、は原則とし  
て廃止するが、裁判的、試験検定的又は評価等の鑑定  
的機能を管むものは残すこととし、又類似のものは  
できるだけこれを統合する方針を定めた。さらに十二  
月二日の閣議決定(「審議会等の整理に関する件」)  
によつて右の方針を具体化し、各府省に属する「五二  
の審議会の中一六八を廃止又は統合し、一八四を存置  
することとした。これらはいずれも第七国会に各省設  
置法の改正案として提出されたが、ただ通産省につい  
ては審議会の整理の個所についてE S Sの承認を得ら  
れずこの問題は次回の通常国会(第十国会)までお預  
けとなつた。(農林省及建設省の設置法改正案について  
もE S Sは異議を招かぬが、これは両省において種々

B4 タイプライター用紙

0183

RA'-0582

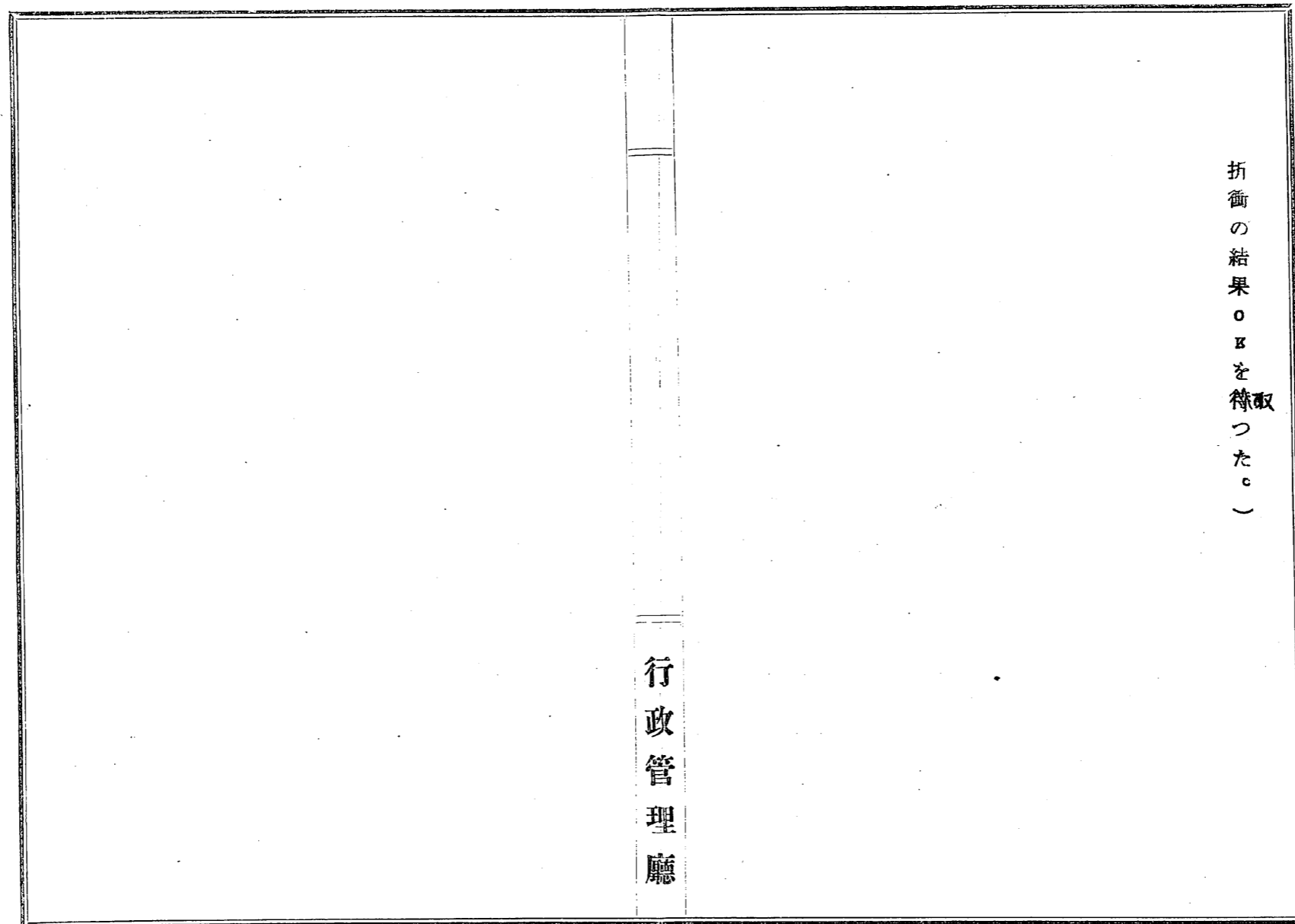
0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



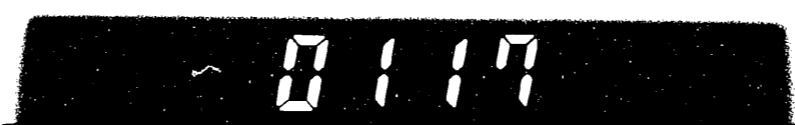
折衝の結果〇を待った。

行政管理廳

B4 タイプライター用紙

0184

RA'-0582



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

審議会等整理に關し總司令部と會談の件

(昭二六、八 行政部施行)

一月八日(月)午前十時北内閣官房副長官は先方の求めにより總司令  
部経済科学局ソエア・トレッド・フラックテイス課「サルウィン」「エ  
イゼンスタイン」両氏を訪問したが(中川管理部長同席)その會談の模  
様は大要左の通りであつた。

「まず「サルウィン」氏より、審議会整理の問題について一九四九  
年九月乃至十月の頃経済科学局長の「ヴェリテイ」氏が總司令部を  
代表して日本政府の代表者(その氏名は判明しなかつた)と話をし、その  
結果として同年十一月及び十二月に日本政府は二、三の閣議決定をし  
た。その決定された方針については當時總司令部とは具體的連絡がな  
かつたが、後でこれを見てみると必ずしも明確でなかつた点もあり、又当  
方の考へてゐたことと違つてゐる点もある。日本政府は一九五〇  
年に至つて多数の法律を改正して審議会の整理を行つたが、それは主

として廢止又は統合によつて審議会の数を減らしたものであつて、審  
議会の実質については殆んど変化を見なかつた。法案の中自分等の目  
にとまつたものについてはいろいろ意見を述べ、又拒否したものも多  
かつたが、自分等の目につかずそのまま通過された法案も多かつた  
と思ふ。その後昨年中は司令部としても別按本件について日本政府に  
アプローチする措置を取らなかつたが、最近E.S.S.で付この件を再檢  
討し、G.S.L.S.等と緊密な連絡を取つたところ審議会ともE.S.S.  
の方針に賛成である。(G.S.では「リゾー」氏と協議した)。これ  
を司令部内の関係で日本政府に連絡するかにつて行つてゐる方法  
が考へられたが結局「マイガット」將軍の命令で自分等の課でこれに  
当ることとなつた。それで今日井上副長官に御足労を煩つた趣旨は、  
今後本件について日本政府との連絡を緊密にしたこと。本件に  
關する總司令部の考へ方をまとめたい。 Suggested principles を參  
考にお渡ししたいことの二点であると述べた。



三 ついで「エイゼンシュタイン」氏より更に前記「サーウイン」氏の説  
明を敷衍して、元來日本では臨時の制度があり行政とビジネ  
スが結合してゐた。占領開始後行政とビジネスを分離する方針が  
とられ、そのまゝわれとしてます。臨時制度が停止され、又臨時会、  
臨時会計等が廃止された。又國家公務員法においても政府職員が他の  
ビジネスを兼職すること禁止され、強占禁止法においても公正取引  
委員会の委員及び職員は兼業を禁止されてゐる。この方針が大体徹底してき  
たのは一九四八年であるが、同時にこの頃から審議会の数が目立つて  
増えてきた。従来百五六十であつたものが三百五十位に上つた。これ  
は前述の臨時制度や臨時命令の廢止に代わるものとして審議会議制度を利  
用するようになったものではないかと思われる。自分等は決して審議  
会を全廢せよと言つてゐるのではない。政府職員が自分の知識経験を  
補うために民間人の意見をきくこと、当然の義務であり、又權利であ  
る。従つて一般的事項についてアドヴァイスを求めるところには何等異

議けな。たと政府の権限の全部又は一部を民間業者に委ねることに  
反対してゐるのである。よをわち決定権を行使するような論の極限を  
探つた審議会は、けな。さういふことは政府機關が行うべきであり、  
その際には公職会等の制度を設け、又その決定に対しては「アビール」  
の語を認めるべきである。たとえは第七国会で設けられた観光ホテル  
審議会は、その最も熟い例であつて、これは業者の代表が委員となつ  
て観光ホテルの指定の決定を行うことになつてゐる。しかも公職会の  
制度も、アビールの制度も認められてゐる。

三 さらに「エ」氏は総司令部の起草した Suggested principles を手  
交し、その要を説明したが、右に對し井上副長官より詳細にこの資  
料を研究してから御返事することとした。たゞ一言申述べたこと  
は日本のいわゆる審議会にはいろいろの種類の性格のものがあり、大部  
分は諮問的のものであるが若干のものは決定、規定等をするものもあ  
る。ことにその後者に屬するものは司令節の關係アクションの意向に



甚くものが多い、何れも法律の根柢を有するものであり、又行政の民主化という考えに測うものより一般に考えられてゐるので、これらを只今暫方より説明されたような原則で一貫整理することは相当困難ではなからかと思われると述べたところ、「エー」氏は、自分の方の案は総司令部内の全部の部局に送附して予め意見を求めてある。大部分の部局はこれに賛成であり、むしろこれでは生温いというものもある。又若干修正意見を提出したものもあるが、いずれもマートナーポイントに關するものである。即ち既に荒ごしらしは出来てゐるのであるから大した困難はなからかと思ふ。たとへばP.H.W.は医者の審議会がこれによつて影響されはしなからかと思つてゐたが、自分等が關心を有するのは専らビジネスとの關係であつて、医者の檢定のための審議会や、法律家の審議会、治安のための審議会等については全く關心はなから。農林省については現在別に事務的を話を進めてゐる。一帯問題の多々のけ通産省と運輸省であると思ふ。又行政の民主化という点については、ビジネスの統

制をビジネス自体にやらすことが民主主義であると思ふのは間違ひであつて、もしその考えが正しいとしたら戦時中の日本は一番の民主國であつた筈だ、國人のことは出来るだけ干渉せず、一かし已むを得なから最少限度の統制は政府が公平な見地で行ふのが眞の民主主義であると思ふ、いづれにせよ自分等としてはこの Suggested principles の趣旨が達成されれば満足であつてその方法如何は日本政府で研究して戴きたら、出来れば今週末にまたを目にかかりたいと思ふと述べた會談を終つた。



11/11

政局の現況  
一、五外政党の概況

(一) 民主自由党

総戦後鳩山一即氏を中心とし自由主義的傾向の人々が

集りて結党した鳩山一即氏が追放されたのち吉田英

氏が總裁とあつた。その當時は自由党と呼ばれてゐた

が昨秋右翼團を築き及対して民主黨を脱党

した第谷氏以下二十数人が入るを本年三月改称

連絡調整中央事務局

0188

すといつた民主自由党と改称した。その調成は  
たの道である。

(1) 党内の意見の一致を期して國政の刷新を謀る

新自由の建設を期す。

(2) 新憲法に則り善は改め悪を廢すし社會を成人

之抑へて憲政の進歩を期す。

(3) 自由の尊重と善の自覚に徹しての道を

連絡調整中央事務局

0189

RA'-0582

0121

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(三) 社会党

総戦前ありた。無産者運動、労働運動等あり

結果として社会党の誕生。その中には社会

改良主義的右派、その右派よりあり、後

雑不党然とあり。その間にはたりて

あり。

(四) 社会党は労働階級の代表として、国民政治的

連絡調整中央事務局

0192

自由を権限し、以て民主主義体制の確立を期す

(二) 社会党は冷中主義を排し、社会主義を断行し

以て国民生活の向上を期す。

(三) 社会党は一切の軍国主義的思想を断行し

及対し、世界平和の協力に努め、恒久平和の

実現を期す。

社会党の理想を以て、未だに社会党の理想を以て

連絡調整中央事務局

0193

RA'-0582

0123

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一四三和古賞選(左せ中)電と平(片出内前)の實現を見た。

(三) 民主黨

昨(日)日(常)野(常)會(議)を(臨)席(と)す(る)區(分)會(議)に(は)新(黨)樹(立)の(氣)運(が)勃(發)と(さ)す(と)――(と)梅(橋)・大(養)文(の)活(動)と(構)想(を)――(と)二(日)三(十)に(は)民(主)黨(を)決(意)・自(由)黨・國(民)協(同)黨

連絡調整中央事務局

0195

一四三和古賞選(左せ中)電と平(片出内前)の實現を見た。  
その調停を

(一) われわれは新憲法の精神を堅持し、民主的  
政治体制を確立して平私王家の建設に  
必要なる革新政策を断行する。

(二) われわれは総合的総合的経済計画に基き  
産業を民主化してその急進的復興を

連絡調整中央事務局

0194

RA'-0582

0124

國の教育の進歩の速きを期す。  
 ① 此の個性の養成を目標とする教育の  
 振興を國の宗教精神をかん養し  
 市民の教養向上に努めを果し又  
 學のあはる  
 ② 此の個性の養成を目標とする教育の  
 振興を國の宗教精神をかん養し  
 市民の教養向上に努めを果し又  
 學のあはる

連絡調整中央事務局

0196

民主主義は社会進歩の原動力である。其の  
 伸張を爲すに必要なる教育の  
 進歩を期す。其の爲めには、  
 ① 此の個性の養成を目標とする教育の  
 振興を國の宗教精神をかん養し  
 市民の教養向上に努めを果し又  
 學のあはる

連絡調整中央事務局

0197

RA'-0582

0125

総裁権には微妙な同様のあったが  
 結局若手議員の推挙する芦田氏が總裁  
 となり昨年秋不承不承の問題が衆議院  
 選挙として選挙の直後幣原、齋藤  
 西武共ニ多数の人々と腹巻一なる

連絡調整中央事務局

0198

国民協同党  
 国民協同党と国民党が合同して国民  
 協同党とあらた。佐野と大隈の二大政黨の  
 対立は國民の福利を重んずる所以として  
 協同主義による政治を論じてありその  
 趣意は殆ど同じである  
 (1) 国民協同党の中心は国民政治を確立する

連絡調整中央事務局

0199

RA'-0582

0126



10

三ノ礼に對する  
 わし片山内閣には、また、苦肉の  
 掬成を以て、之れを以て、と云ふ。

連絡調整中央事務局

0201

RA'-0582

0127

(2) 少くは協同を以てして日本に對して  
 再建する。  
 (3) 少くは人道を以てして世界の平和と  
 文化に貢献する。

四ノ禮に對するは、是れ、中、為、工業、農  
 業、勤勞者階級、の呼ぶが、後、黨、為、所  
 七ノ禮の所屬に、職士も、かつて、お、乃、の、

連絡調整中央事務局

0200

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

戦後憲法改正の目的  
 として  
 予備的調査  
 制約の程度  
 の考慮  
 生じた  
 等の上  
 なる  
 こと

(2) 井上氏

昭和二十一年四月の第四回憲法大会にて原則  
 綱領と行動綱領を採擇する。

前憲法改正委員会の報告書現在進行中のフェルモア  
 氏を代表  
 氏を代表  
 氏を代表  
 氏を代表  
 氏を代表  
 氏を代表

連絡調整中央事務局

0202

人の心を探求するに必要なら

衆議院を設けるに必要なら

現在所屬の議院は四院に過ぎないが

国会を把握し

指導し

なり。

連絡調整中央事務局

0203

RA'-0582

0128

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

もやると共に曲を採らたて、米俵を拒否し運ぶ  
 とも、~~米俵~~運ぶに力があるが、米俵を拒否し運ぶ  
 脚船に乗せ、米俵の重さを減らし、米俵を拒否し運ぶ  
 一千石の米俵を拒否し運ぶ。又、米俵を拒否し運ぶ  
 の地味に、米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ

連絡調整中央事務局

0205

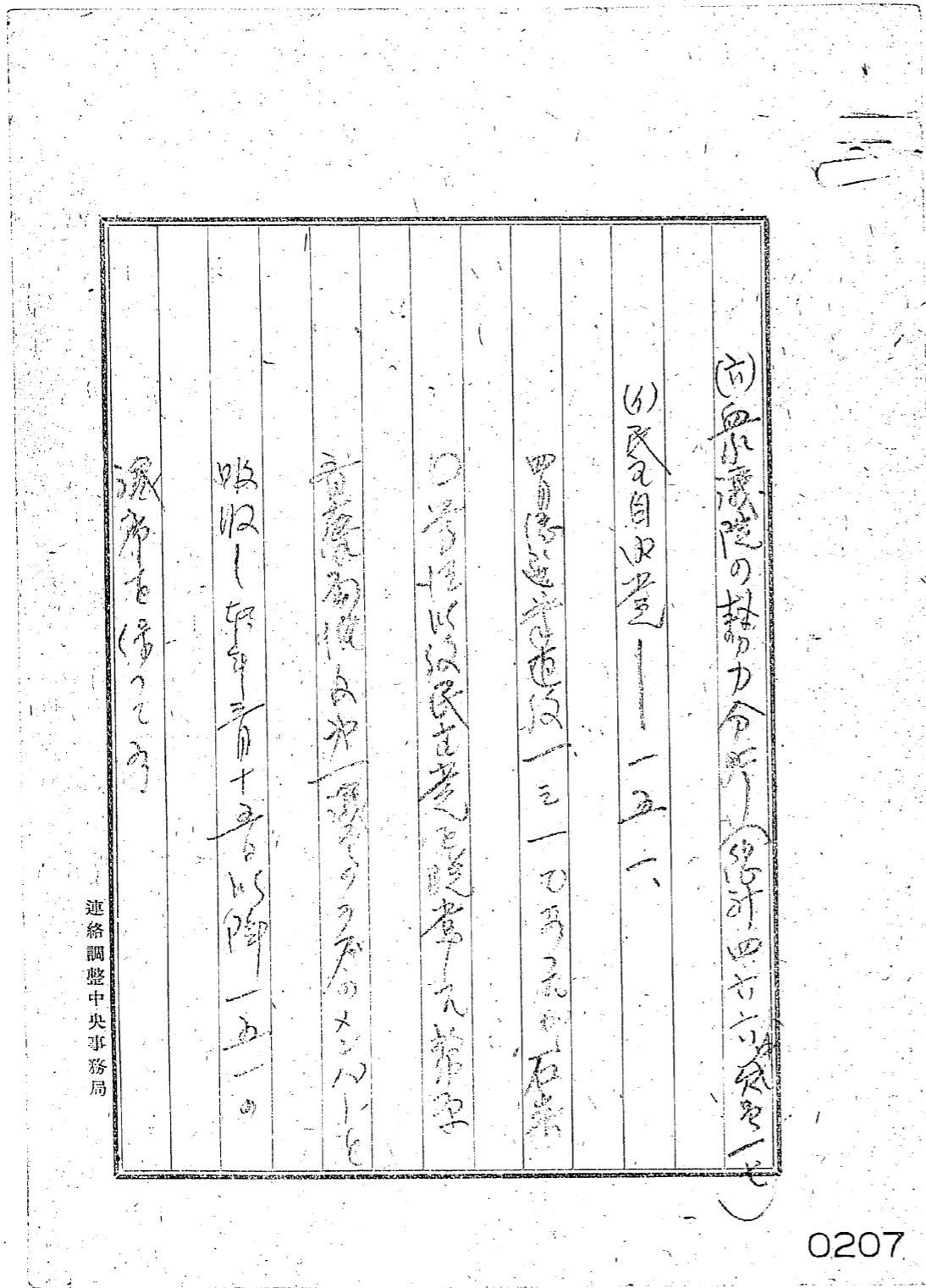
~~米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。~~   
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。  
 米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。米俵を拒否し運ぶ。

連絡調整中央事務局

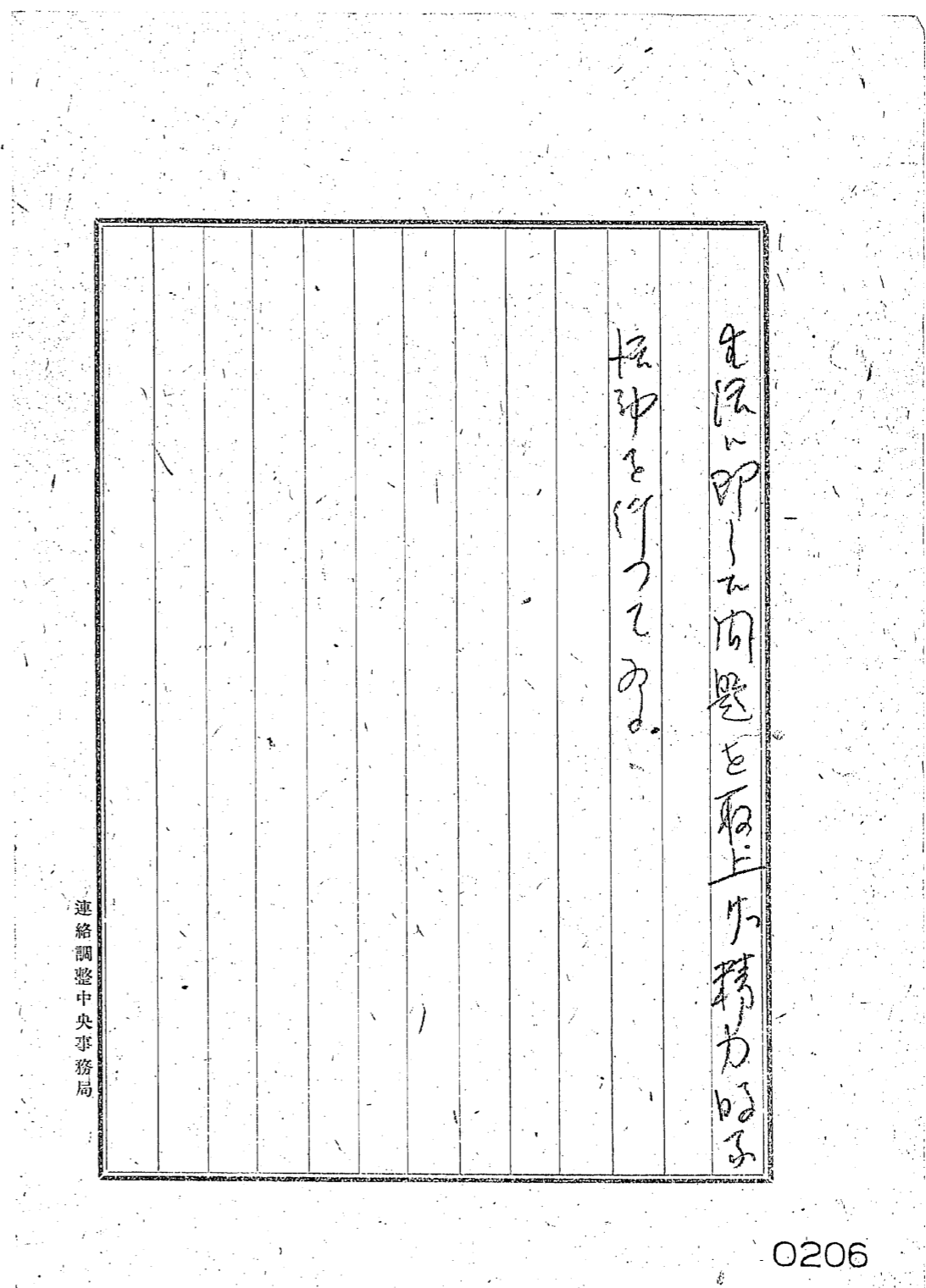
0204

RA'-0582

0129



0207



0206

RA'-0582



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連絡調整中央事務局

(三) 社会党  
 (四) 国民協党  
 (五) 井原春雄  
 (六) 石井  
 (七) 石井  
 (八) 石井  
 (九) 石井  
 (十) 石井  
 (十一) 石井  
 (十二) 石井  
 (十三) 石井  
 (十四) 石井  
 (十五) 石井  
 (十六) 石井  
 (十七) 石井  
 (十八) 石井  
 (十九) 石井  
 (二十) 石井  
 (二十一) 石井  
 (二十二) 石井  
 (二十三) 石井  
 (二十四) 石井  
 (二十五) 石井  
 (二十六) 石井  
 (二十七) 石井  
 (二十八) 石井  
 (二十九) 石井  
 (三十) 石井  
 (三十一) 石井  
 (三十二) 石井  
 (三十三) 石井  
 (三十四) 石井  
 (三十五) 石井  
 (三十六) 石井  
 (三十七) 石井  
 (三十八) 石井  
 (三十九) 石井  
 (四十) 石井  
 (四十一) 石井  
 (四十二) 石井  
 (四十三) 石井  
 (四十四) 石井  
 (四十五) 石井  
 (四十六) 石井  
 (四十七) 石井  
 (四十八) 石井  
 (四十九) 石井  
 (五十) 石井  
 (五十一) 石井  
 (五十二) 石井  
 (五十三) 石井  
 (五十四) 石井  
 (五十五) 石井  
 (五十六) 石井  
 (五十七) 石井  
 (五十八) 石井  
 (五十九) 石井  
 (六十) 石井  
 (六十一) 石井  
 (六十二) 石井  
 (六十三) 石井  
 (六十四) 石井  
 (六十五) 石井  
 (六十六) 石井  
 (六十七) 石井  
 (六十八) 石井  
 (六十九) 石井  
 (七十) 石井  
 (七十一) 石井  
 (七十二) 石井  
 (七十三) 石井  
 (七十四) 石井  
 (七十五) 石井  
 (七十六) 石井  
 (七十七) 石井  
 (七十八) 石井  
 (七十九) 石井  
 (八十) 石井  
 (八十一) 石井  
 (八十二) 石井  
 (八十三) 石井  
 (八十四) 石井  
 (八十五) 石井  
 (八十六) 石井  
 (八十七) 石井  
 (八十八) 石井  
 (八十九) 石井  
 (九十) 石井  
 (九十一) 石井  
 (九十二) 石井  
 (九十三) 石井  
 (九十四) 石井  
 (九十五) 石井  
 (九十六) 石井  
 (九十七) 石井  
 (九十八) 石井  
 (九十九) 石井  
 (一百) 石井

0209

連絡調整中央事務局

(一) 社会党  
 (二) 国民協党  
 (三) 井原春雄  
 (四) 石井  
 (五) 石井  
 (六) 石井  
 (七) 石井  
 (八) 石井  
 (九) 石井  
 (十) 石井  
 (十一) 石井  
 (十二) 石井  
 (十三) 石井  
 (十四) 石井  
 (十五) 石井  
 (十六) 石井  
 (十七) 石井  
 (十八) 石井  
 (十九) 石井  
 (二十) 石井  
 (二十一) 石井  
 (二十二) 石井  
 (二十三) 石井  
 (二十四) 石井  
 (二十五) 石井  
 (二十六) 石井  
 (二十七) 石井  
 (二十八) 石井  
 (二十九) 石井  
 (三十) 石井  
 (三十一) 石井  
 (三十二) 石井  
 (三十三) 石井  
 (三十四) 石井  
 (三十五) 石井  
 (三十六) 石井  
 (三十七) 石井  
 (三十八) 石井  
 (三十九) 石井  
 (四十) 石井  
 (四十一) 石井  
 (四十二) 石井  
 (四十三) 石井  
 (四十四) 石井  
 (四十五) 石井  
 (四十六) 石井  
 (四十七) 石井  
 (四十八) 石井  
 (四十九) 石井  
 (五十) 石井  
 (五十一) 石井  
 (五十二) 石井  
 (五十三) 石井  
 (五十四) 石井  
 (五十五) 石井  
 (五十六) 石井  
 (五十七) 石井  
 (五十八) 石井  
 (五十九) 石井  
 (六十) 石井  
 (六十一) 石井  
 (六十二) 石井  
 (六十三) 石井  
 (六十四) 石井  
 (六十五) 石井  
 (六十六) 石井  
 (六十七) 石井  
 (六十八) 石井  
 (六十九) 石井  
 (七十) 石井  
 (七十一) 石井  
 (七十二) 石井  
 (七十三) 石井  
 (七十四) 石井  
 (七十五) 石井  
 (七十六) 石井  
 (七十七) 石井  
 (七十八) 石井  
 (七十九) 石井  
 (八十) 石井  
 (八十一) 石井  
 (八十二) 石井  
 (八十三) 石井  
 (八十四) 石井  
 (八十五) 石井  
 (八十六) 石井  
 (八十七) 石井  
 (八十八) 石井  
 (八十九) 石井  
 (九十) 石井  
 (九十一) 石井  
 (九十二) 石井  
 (九十三) 石井  
 (九十四) 石井  
 (九十五) 石井  
 (九十六) 石井  
 (九十七) 石井  
 (九十八) 石井  
 (九十九) 石井  
 (一百) 石井

0208

RA'-0582

0131

二七月中旬までの収入

給与内題	片山内閣の退陣以後と承け、若田
氏を登壇	裁の(命令の指針を要す) 張舎書
口陽	登りの支授を得て若田内閣の誕生
東海	桐書等(現はれたところでは國民の人心は)
非	常心低(もの)ありん。國會に於ける内題
は	予(等)編(と)社会(の)なる(地)なる(軍)の(公)債

連絡調整中央事務局

0211

社会	共済	一
中	一	一
不	一	一
農	一	一
日	一	一
日	一	一
無	一	一
下	一	一

連絡調整中央事務局

0210

RA'-0582

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

利拂停止及不當財産取引禁止の取動  
 ひあつた。予等は予意無意でかやぬん  
 揚句、通商一帯が不當財産取引禁止令  
 の影響を被る。わが西尾別荘の諸君は  
 同氏の政令を運交する件が、かやぬん内蔵は  
 國務相を評定し、裁判に附せんことを  
 仰るは、之は、わが國の統一に  
 一なる。

連絡調整中央事務局

0212

更に軍公利拂~~の取動~~の取動で  
 筆を減らすと云ふ。我々も我々の  
 提携の限を引く事として、社会党  
 自身も提携の引上も適議を以てあり  
 我々の提携の中心の引上も  
 他方金貨も労を中心とする。信上西女  
 中央平せん提携せん。自々強から

連絡調整中央事務局

0213

RA'-0582

0133

事議程の発生するにあり今回の芳  
 助政勢の苦慮意指導のトハ難所且  
 強力に行なはるものと噂されたり  
 かういふ情勢のトハ各新聞社は無福調を  
 を行った例ハ朝日新聞の調査によリ  
 阿部内閣を支持するもの一六% 支持  
 しないもの五二% 意見未定のもの三二% 不

連絡調整中央事務局

0214

総選挙を望むもの三三% 解散を要求する者  
 八% 意見未定のもの三三% とシテ結果と有  
 入日又は九月中の総選挙ハ 解散が可  
 へ行はるとシテ通議を以てする  
 中甸片山社会委員長 地方遊説  
 の演説會で臨時總會に於ける冒頭解散  
 要求を發表し解散のための解散請願

この夏に選挙が行はれることにはたのしみ選挙調整中央事務局

0215

RA'-0582

0134



の東の事務局長は、その地位にあり、

三、この事務局長の地位を

その地位の事務局長の地位を中心とするマニラ

事務局の地位は、その地位の地位をその地位の地位

事務局の地位は、その地位の地位の地位に

これは事務局の地位の地位を禁止し、その地位

事務局の地位は、その地位の地位の地位の地位

連絡調整中央事務局

0216

おくふくものあり、その地位に基たふ、その地位  
をよぐ。

係守系政界は、その地位の地位の地位の地位

限界の地位をその地位の地位の地位の地位

事務局の地位をその地位の地位の地位の地位

その地位の地位の地位の地位の地位

事務局の地位は、その地位の地位の地位の地位

連絡調整中央事務局

0217

0218

憲法第三十條  
 勤労者の団体は、権利及び団体交渉その他の  
 他の団体行動を主張する権利は、これを保障する。  
 Article 28. The right of workers to organize  
 and to bargain and act collectively  
 is guaranteed.

連絡調整中央事務局

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0219

論評を美観にてあるが、本書論に基き  
 政府の態度も改善し、組合のうちには、  
 憲法第三十條に後編するものと一  
 致するものがある。  
 何れにしても、今後、労働者の活動は従来  
 より更に活発になると考えられる。  
 総論の要約  
 社会主義は労働組合をもその地盤として

連絡調整中央事務局

RA'-0582

0136

その閣議上端も困難な立場に置かれて  
即ち貴首脳親交は協定の行進かと思めて  
その限りマ暫くは暫くは暫くは暫くは  
強大なる新勢力をなす。金管系の組合の  
旅費が制限されるの。社会党と  
現案の問題として三層組合の地盤を  
失ひの。知小あいの。又保守政見

連絡調整中央事務局

0220

のみでは岩助友勢の。知小あいの。困難な  
社会党が閣議にか。社会党の。社会党の  
今後。社会党の。社会党の。社会党の  
中。社会党の。社会党の。社会党の  
その。社会党の。社会党の。社会党の  
改。社会党の。社会党の。社会党の  
社会党の。社会党の。社会党の  
社会党の。社会党の。社会党の

連絡調整中央事務局

0221

RA'-0582

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(若くは) 保守党の

連立のことも保守党の中央執行部から承知の

よう、政府の政策も、その間は、その

有力に執行される。

予備的であらう。保守党の

民自党と民主党の合同の意味するものあり

党主

地方政府には、補給費を削減するに努める

昔の芦田、高橋の二つの党は、

不可解であらう。中央執行部、中央執行部

連絡調整中央事務局

0222

の構想は、民主党、國協党、ひいては、  
大隈の系を継承して、  
社会党がこれにたのむか、  
党内にある。

要之、日本の政界は現論には割れぬものも

まもなく、残して、  
改革の

改革は、  
改革の

実行は、  
実行は

連絡調整中央事務局

0223

控

武徳會関係追放仮指定異議申立概要

細谷 喜一  
(元香川縣警察部長)

目次

まえがき

第一 指定理由に対する反証

第二 軍國主義に抵抗し之を抑止した私の異例な事実

第三 茶道文化に関する私の活動と根本思想

第四 結論

0224

RA'-0582

0139

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

私は昭和十九年二月九日の間大日本武徳會香川縣支部の理事長の職に在ったといふ理由をもつて、追放の仮指定を  
受けたが、右に對して、

第一に、その推定に對する反証を掲げ、

第二に、軍國主義又は軍國主義化に對して之を阻止抑制  
した異例なる私の実績を記し、

依つて私が、多少の特高経歴を有するに拘らず、その故  
をもつて、私が「軍國主義」又は「極端な國家主義」に違  
つて「行動」がまかりたのみならず、却つて、その反對である  
事實を明らかに致し、更に、

第三に、私の素道文化に因する活動の業績を附記して、私の  
根本思想を説明し、

もつて、本仮指定解除の御明断をいねいなきたいと思ひ  
ます。

0225

第

私は武徳會香川縣支部の理事長の委嘱を受けたる  
ハ、事實執行爲についても、理事長に就任したと推定せらるる  
何等の活動もしてゐない。

A 香川縣支部規則第八條は、支部長以外の「其の他の役員は  
支部長の委嘱」を要する事を定めてゐるが、私は、その委嘱  
行爲を全く受けてゐない。

B 私の香川縣在任中には武徳會香川縣支部に於ては、理事  
會等の役員會は、「田中閣がれた事なく、勿論出席した事  
もなない。

C 大會武徳條等の行事も固も行はれてゐない。

D 私の名義で行はれた行事人事等何もない。

E 所謂改組によつて、新らたに加へられる事になつた射撃、  
銃劍術等は、高松縣隊区司令部の方針として、従来通り、  
司令部が専行し、武徳會支部は、全く何等の活動をして  
ゐない。

之等に関する二の團體を武徳會支部に吸収統合する  
事を、本部から指令して来たが、之を無視して実行してゐない。  
射撃、銃劍術に関する道中方針等も、本部の指令を無  
視して、全然施行しなかつた。

私が之等の事に積極且無関係であつた事は勿論である。

以上第一關係の証據

- 証第一号—香川縣知事 増原憲吉
- 証第二号—武徳會香川縣支部規則
- 証第三号—元高松縣隊区司令部 本田衛夫 元少佐
- 証第四号—香川縣
- 証第十四号—元香川縣武徳會支部長 宮武京

第二、軍國主義に抵抗反対し之を阻止抑制し得た私の異例なる事例

A

中部軍司令部の企圖した司法権干渉に反対し遂に軍の専断から司法権の独立を護り得た事

中部軍司令部は昭和十八年三月、國武三雄少謀長(元中将)主催の下に、同軍管下の各師團參謀部員各検事局長(元検事各府縣特高課長)憲兵を會同して、

「思想犯其他重要犯罪の検察を、同軍主催の會議で決定する目的をもつて、防送防犯會議」の設置を提唱した。

私は、右は、軍政統帥の司法権干渉であり、憲法違反である。信じ、軍部側列席者の痛烈なる攻撃に任せず、始終強く反対し、遂に私の主張を譲らざる。同會議も企てた軍司令部の企圖も、完全に抑止した。

その為めに、私は、軍内部特に名古屋師團に於て、反軍思想の極印を押され、私の冤罪問題も引起した。

右の如く地方の「課長の地位に在つて、一軍の企圖に抵抗し、克之を抑え得た事は、當時の状況に鑑みて、異例なるものと思ふ。

右関係の証據

證第七号—鳥取縣副知事 南八男

證第八号—元中部軍司令部法務部勤務元法務少尉

大阪地方検察廳政務検事 松本武社

證第九号—元検事、辯護士(天夜) 岡利夫

B

四國軍管区司令官山岡國利元中將の企圖した若生元少將の香川縣國義義勇隊副隊長職任抑制の事案

若生元少將は、四國軍管区司令官山岡元中將の意を受け、隊長たる若生の下に、香川縣國義義勇隊副隊長に職任方を要求し、

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0582

0142



主管者内政部長等の反対にかならず、遂に木村正義田園地方総監兼香川縣知事の内謀を得るに至った。これは、當時、全國に唯一の異例であった。

私は、右の國民組織の軍國主義他の企圖を、知事に対して強く反対の意見を具申してその決意を要変更せしめ、更に若生元少將の反対を抑え、田園軍を謀長、同軍司令官に接洽し、偶々田園地方を巡視した元西部防衛司令官畑元元助をも動かして、遂に克く之を抑制し得たのである。

右関係の証據

証第十号―元香川縣次長高松市助役 中村良三

証第十一号―共同通信社高松支局記者 河野幸雄

C 丸亀憲兵隊の民衆に対する不法強制と退要求並に屋疎開抑止の事実

丸亀憲兵隊は、同隊周辺の民衆住民に対す、その立退並に屋疎開を強要し、市長等の懇請にかならず、その破壊に着手した。

私は、此の事實を市長から聞知するや、大田元田園軍司令官(戦犯)絞首刑、田園軍管区参謀長に對し、その不法を露言せし中、上方を要求したが却つて、家屋疎開に対する内務省の軟弱を攻撃して、其故に軍が如るべしといひ如き無益なる主張に遭ひ遂に交渉決裂の事案であつたが、結局、之を中止せしめる事に成功した。

右関係の証據

証第十二号―元丸亀市長 入江俊輔

証第十三号―丸亀市南條町長 二箇業 野口惣次郎

D 振武隊(所謂斬心隊)の解散の事案

軍方面に於て、敵軍團上陸を云々した因時、香川県下民間有志者が結成した振武隊について、私はその幹部に対して説得して極めて早期に解散せしめた

右関係の証書

証書第十四号(香川県体育指導員会(東京))

以上の諸事案は私が地方の二課長部長にまさり地位に在りて、竟く「軍の企圖した司法権干渉、國民組織の軍國主義化の専横」を抑止し得たものである。それ自身異例に属するが、此等の諸事案は、又以て私の警務部長一年、多くの特高課長の経歴(通算三年、太平洋戦争以後二年)も有するにかならず、其の故に、軍國主義又は極端なる國家主義に進ず活動があらたせられるものと、全く相反するところと確信する。

第三 希道文化に関する私の活動と私の根本思想

私の根本思想は、本来、軍國主義又は極端なる國家主義に進ずると認められる如きものと全く相反し、希道の心得とするところの、平和、愛敬、清浄、幽寂、「和敬清寂」の四字に在る。

此の事は、戦のさびかした當時から今日に至る私の實際活動によつて明らかである。

A 高校、東林公園に在る茶席「日暮亭」の復興、安附の事案

私は、昭和十九年十月頃、戦時中であつたにもかかわらず、私財を投じて茶席「日暮亭」を復興し、之を公園に寄附して、廣く一般に開放し、眞の平和思想の涵養に資した。

此の茶席は、高校中の戦災に因り、悉くと全部の茶席が焼失した現在に於て、その役割も愈々倍加し、三年以前に在ける私の素志は、正に其を結ひつゝある。其の故を以て、私は、退官後故山に歸り、爾

東二年、專ら關展、自省、自らも養つてゐるのであるが、同地の茶  
道各流の關係者は、私を茶道會顧問に推す、其の好意を斷たさ  
ず。

誌第五号——東林園々長 西村平間

誌第六号——茶道各流師匠十七名

B 拙著「茶心」の出版(東京、福村書店)

私は、退職後二年餘、專ら茶道に沈潜して、自ら確め深め  
ると共に、茶道の空前作法、茶席、茶度、道具等各種の茶  
道関係の面について、著述することの在り方を決意して、願はずは、  
世上その精神を傳へ、早知日本の心の糧に資せんとすを希望す  
其の爲まことに自らその出版準備進行せしめてゐる。

誌第十七号——出版元、東京都等地

自由出版協會、福村書店主 福村 保

#### 第四 結論

A 私、仮指定の理由とする、武徳會香川縣支部理事長就  
任の推定に對して、形式的にも、実質的にも、全くその事なき證  
據を提出し得てゐる。

B 私は、在官中に、中野軍司令部、國軍管區司令部等の事  
務上の軍國主義的行動を企圖して、敢然として反抗してその事  
態を非難した諸將が、少々の特異經歷を有するに於  
か、その非難に「軍國主義を極端に國策主義に準ずるが注  
動」を以てその公明を疑ひ、終始した事として  
言へ得るものではない。

C 抑、私は、茶道の心得とする、「恭敬清寂の精神に深く  
共鳴するものでもして、軍國主義、國家主義の汚染を蒙ら

者、この思想を根本的に相異にするものである。

以上の事實を通じて、私の公明な立場を御明察下さつて、  
本仮指定の解除を御願致す次第であります。

0231

RA'-0582

0146

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

「評議院の制限」

評議院の司法、教育関係はSines。

其他は自備であるが、権力を専ら任の地位に付し、其の専ら任は、

本律は、G. H. H. の評議院のみに、日本側は何等の政令もなし

Sines

\* 従って、この日本文書の内容が如何なるに於て、入った評議院の

に付し、G. H. H. の評議院の専ら任は、本律は、何等の政令もなし

本律は、評議院が、その専ら任は、評議院の専ら任は、何等の政令もなし

その専ら任は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

「評議院の制限」

評議院の専ら任は、Sines

その専ら任は、Sines

0233

「評議院の制限」

評議院の専ら任は、Sines

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

\* 従って、この日本文書の内容が如何なるに於て、入った評議院の

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

「評議院の制限」

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

本律は、評議院が、その専ら任は、何等の政令もなし

2

Chief of clerical administration 0232

RA'-0582

0147



一、オーストリアの神官 二世の林氏、  
 「神官の神は、向くは神の神である。神官は、  
神の神である。」  
 一、オーストリアの神官 二世の林氏、  
 「神官の神は、向くは神の神である。神官は、  
神の神である。」  
 一、オーストリアの神官 二世の林氏、  
 「神官の神は、向くは神の神である。神官は、  
神の神である。」

0236



注 意  
 一 勲賞年功文武官、其他退職料等ヲ受クル者、退官賜金、退職給與金等ヲ受クル者ハ其申  
 項ヲ本書ニ記スルニ付、凡 軍シタル者ハ入隊退官年月日、召集ニ隨シタル者ハ召集解除年月日從  
 軍シタル者ハ戰地勤務期間等本書ニ記入スルコト  
 三 學歴アル者ハ其ノ主ナル事項ヲ本書ニ記入シ卒業證書免許證等ノ寫ヲ添付スルコト  
 四 姓名ニハ片假名ヲ付スベシ

位勳功學 位爵等		生年月日 明治三十七年四月二十三日 舊氏名	氏名 細谷喜一
産地	群馬縣桐生市横山町二百廿八番地		
本籍			
現住所			
年 號	月 日	任 免 賞 罰 其 他 事 項	官 廳
大正十一年	三月三日	群馬縣立前橋中學校卒業	
昭和二年	三月三日	第一高等學校文科甲類卒業	
昭和六年	十月十三日	高等試驗行政科試驗合格	
昭和七年	三月三日	東京帝國大學法學部政治科卒業	
同 年	五月七日	任警視廳警部補	警視廳
		給月俸五拾八圓	
履 歷 書 用 紙			
		芝愛宕警察署兼警務部警務課 教養係勤務ヲ命ス	香 川 縣
昭和八年	五月九日	任警視廳屬兼警視廳警部	
		給月俸七拾圓	
		保安部保安課保安係勤務ヲ命ス	
		免本官專任警視廳警部	
		給七級俸	
昭和九年	六月三日	給月俸六拾八圓	
昭和十年	三月一日	警務部警務課教養係長ヲ命ス	
		給六級俸	
昭和十一年	七月十五日	任警視廳警視	内 閣
		叙高等官七等	

0237

RA'-0582

0150



履歷書用紙		香川縣	
	七月五日	九級俸下賜年俸一三〇圓	内務省
同年	七月五日	補小石川大塚警察署長	内務省
	九月一日	敘正七位	宮内省
昭和三年	六月七日	補菰谷警察署長	内務省
	七月五日	任地方警視	内閣
		敘高等官七等	
		九級俸下賜年俸一三〇圓	内務省
		靜岡縣警察部勤務ヲ命ス	同
	七月五日	八級俸下賜	同
昭和三年	二月七日	岡山縣警察部勤務ヲ命ス	同
	七月五日	敘高等官六等	内閣
	八月五日	敘正七位	宮内省
	七月五日	七級俸下賜	内務省
履歷書用紙			
	十二月五日	任興亞院事務官	内閣
		敘高等官六等	
		興亞院政務部第二課勤務ヲ命ス	同
昭和四年	二月五日	中華民國及滿洲國(出張)ヲ命ス	同
	七月五日	八級俸下賜	同
昭和五年	六月九日	任警視廳警視	内閣
		敘高等官六等	
		六級俸下賜	内務省
		特別高等警察部勤務ヲ命ス	同
		特別高等警察部労働課長兼調停	警視廳
		課長ヲ命ス	
	七月五日	兼任警視廳事務官	内閣
		敘高等官六等	

0238

RA'-0582

0151

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

				九月二十日	補調停官		
			昭和三十五年九月三十日	農地調整法施行令第三十一条ニ依リ東京府農地委員會臨時委員ヲ命ス			
			十月三日	任 叙高等官五等			
			十月十五日	内閣府委員被仰付			
			十月二十日	叙従六位			
			十一月二十日	五級俸下賜			
			十一月二十日	補勞務監督官			
			十二月十日	任 地方警視			
				叙高等官五等			
				五級俸下賜			
				京都府警察部勤務ヲ命ス			
			十二月十日	警察部特別高等警察課長ヲ命ス			
			十一月二十日	四級俸下賜			
			十一月二十日	大阪府警察部勤務ヲ命ス			
			十一月二十日	叙 叙高等官四等			
			十一月二十日	叙 正六位			
			十一月二十日	三級俸下賜			
			十一月二十日	警察局長ヲ命ス			
			十一月二十日	任 千葉県警察部長			
				叙高等官四等			
				五級俸下賜			
				地方官之利改正廣官			
			十一月二十日	任 千葉県警察部長			
				叙高等官四等			
				叙高等官四等			
				五級俸下賜			

履歴書用紙

香川縣

0239

RA'-0582

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

履歴書用紙		香川縣
〃	八月二日	補 聖濟第二部長 任 香川県部長
〃	〃	叙 高等官 四等
〃	〃	王 叙 俸 下賜
〃	〃	補 警務部長
〃	十書三十日	四 叙 俸 下賜
〃	〃二十年四月二十日	兼任 地方副参事官
〃	〃	香川縣 勳 勞 命ス
〃	六月九日	免 兼 官
〃	〃四月三十日	陞 叙 高等官 三等
〃	〃八月十五日	叙 從 五位
〃	〃十月十三日	文官 分限令 第十一條 第一項 第四號 ニ依リ 休職ヲ命ス
〃	〃	依 終 局 官
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

0240

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0582

0153

履歷書

本籍地 群馬縣桐生市横山町三八番地  
現住地 同

細谷 喜一

學歴

昭和七年三月 東京大學法學部政治學科卒業

主な職歴

昭和七年五月 内務省に採用  
昭和十二年七月 高等官に任じ、警視廳靜岡縣岡  
山縣内閣、京都府、大阪府に警視  
事務官として歴任

昭和十九年二月 千葉縣官房長

昭和十九年七月 千葉縣經濟第二部長

昭和十九年八月 香川縣警察部長

昭和二十年四月 四國總監府副參事官兼務

昭和二十年十月 休職

昭和二十五年四月 依願免官

公職追放関係

ナ

0241

RA'-0582

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

細名は、追放該者ではない。

細名は、所謂「公職追放」に該当するものとする事案を証明

する確拠を要する。(昭和三十三年九月一日附)

細名は、別紙事案執行方の承認を得ている。

細名は、連合軍司令部民間情報部 *Vermer, C. Powell*

中佐を以て、(昭和三十三年九月十七日附 A.P.O. 五〇〇)

別紙事案執行するものとする承認を得ている。

三、細名は、所謂軍部の命令、協力の事実があるからとなく却って

軍部の不法、不義に対しては断平として反対し、或は職を賭して

その不法に抵抗し、終にこれを抑止する迄、太平洋戦争末期

に於ける軍部の横暴を極力抑制して来たに於て、異例歎賞

による業績を有するものがある。

a X 中部軍司令部の司令官橋平は企圖阻止の事

昭和十八年三月中旬一六及村村高津長におけ

た且、四軍司令部の青木総務長及び勇隊軍団阻止

の事

0243

0242

RA'-0582

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十一年三月十一日 外務省長官あけ

又丸亀憲兵隊の不逞な暴行の防止

昭和二十一年三月十一日

右事柄の詳細及び証人は別紙の通り

四、細首は、和敬清寂 (Peace, Respect, Serenity, Tranquility)

を精神とする。日本茶道 (Japanese tea ritual or J.T.

ceremony) として「和敬清寂」を旨とする。

細首は、著者 G.H. の「在任」の間に、公使館 (Embassy)

No. 3

に臨み、東京大学に於て講演し、

「日本は今こそ、和敬清寂を根本の思想とする茶道

の精神を深く教みる」(まことある。

和敬清寂の精神こそ、由來をたると日本の根柢を

なすところにある。」

と云ふ如きの教身をもつては、如何に深く理解し、三つ二十年來

修得し来たる茶道の実態や、その古文書について、一層研

究をすべし、と云ふに、昭和二十一年四月の書をもつて、如何に

No. 4

0245

0244

RA'-0582

0156

No.

6

のよある。

。首を起す事は何事にも入る事なくして

例に、野暮な事がある。且、予備隊海軍の

0247

No.

5

細首の任務中の正なるものは、三に三の通り、

し、其間、軍心と軍の努力を以て来兵の

始末既に五年の氷きに於て解いて、静かに自ら

細首の任務は、<sup>先</sup>一年、<sup>先</sup>井浦、<sup>先</sup>が、細首は、

の向に右の制限の解除を要する。

職の比較的時間を以て、既に昭和三年乃至

五、細首の任務を以て、五年の中心、

又、細首の任務を以て、一年である。

0246

RA'-0582

0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

「子紙の裏の」

私は、日本政府に於て、新らに設立せられたN.P.R.の  
長官に就任方を求められた時に、之に快意を感ずし  
た。

陛下の御臨情勢と日本の御内の状況とを考へると、この  
N.P.R.の長官に就任して、まことに責任を果し、固く  
N.P.R.を改定するやうに日本政府に命令せられた、ソカ  
サエ陛下の期待に従ひ、又N.P.R.に就任する日本

昭和 年 月 日

榮家用箋

0248

國民の希望に奉仕し、私も長官の推挙して政府の  
新らに對する期待に十分に答へる事は、實に容易な  
事ではまいからむある。  
然し、私は、敢て此の決心をもつて、N.P.R.の長官に就任  
する事を引受けました。

私は今、N.P.R.に参入した、重責にこしむも困難な  
任務を度く果すために、材能があり、誠實であり、而

昭和 年 月 日

榮家用箋

0249

RA'-0582

0158



一、(長官)の(閣内)を(護衛)する(ため)に(真鍮)する(協力)者を(お)め(ら)す(る)。

N.P.R. (おかし)

私は、(細谷)を(見)て、(その)外(身)に、(重要)な(協力)者の(一人)と(して)、(真鍮)に(これ)を(お)め(ら)す(る)。

「(細谷)を(見)て」は、(非常)警備(対策)特(定)に(つ)いて、(貴方)を(予)選(定)も(な)す(る)。昭和(十)一(年)に(在)ける、(所謂)「二

二六(事件) (軍人反乱(事件))に(対)処(した)警備(視察)の

昭和 年 月 日

榮家用箋

0250

対策は、(細谷)の(立場)に(よ)る(き)の(た)め(であ)った。而(して)、(其)の(事件)の(最)中、(細谷)は、(反乱)軍(の)を(支)援(し)て(る)警備(視察)に(入)る(よ)く、(其)の(位)を(果)した(極)め(る)少(数)の(一)人(であ)った。予(選)定(は)是(れ)か(ら)の(ゆ)え(に)人(を)お(め)ら(す)る(の)を(な)す(る)。

二、(細谷)を(見)ては、(N.P.R.)を(極)め(る)密(着)な(関係)も(あ)る(こ)と(し)き、(画家)地(方)警備(隊) (N.P.R.)、(警備)視察、(其)他(主要)自(ら)警備(隊)及(び)政(府)の(関係)者(と)の(連)絡(協)同(に)是(れ)を(必)要(と)す(る)。

細谷(は)、(その)ら(の)言(い)に(依)り

昭和 年 月 日

榮家用箋

0251

5

多くの友人を~~集~~い、その信賴を得るからである。三、  
 俸給は是れこのやうな人も必要とする。  
 三、私は、細谷を「三丁隊官長」に起用した。  
 官舎長の任務は、前橋西民との交渉はまづか、R、  
 R内部及関係官廳との連絡、協調に大なる役割  
 である。細谷は、其の任務に最も適する人である、  
 この役割は、是れ他に他人をもつて代へ難いものである。

昭和 年 月 日

榮家用箋

0252

6

四、私は十分の考慮を凝らぬ事は、細谷と此は  
 私増原と、山本に於ては、其の事、其の事、其の事、  
 である、その能力は私がよく知り、細谷の誠心と私  
 が彼をよく知っている。細谷は、予備隊に起用される  
 事によつて、連合軍司令部の政策に、十分協力さ  
 せる人である。私は、細谷も、私の帷幄から欠く  
 事が出ない。

昭和 年 月 日

榮家用箋

0253

RA'-0582



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

7

昭和 年 月 日

榮家用箋

以上の清野由緒、おしく、換算する。細野が、  
 M.P.R. 官憲を以て、後任の事を以て、急遽、  
 細野が、  
 私を授けしめ、私か、非事する。決、  
 の事、官憲に、後任の事、十分、果し、得る、大、  
 一、環、  
 此、  
 此、  
 此、

0254

RA'-0582

0161

For your reference

TS

1. Hosoya does not fall under the purge category. He has received a certificate confirming that he does not fall under the "Purge From Public Offices". (Certificate dated on 1 September 1948)
2. Hosoya has also obtained approval to assume the position of Governor, which was issued by Colonel Verner C. Aurell, CIE, GHQ, stating that there is no objection to his assumption of a Vice-Governor's post. (APO 500 on 17 September 1948)
3. There is no instance of Hosoya ever cooperating with the "Gunbatsu" or militarists; rather he firmly opposed at the sacrifice of his position any illegal and unjust actions of the militarists. Especially at the latter stage of the Pacific War when the tyranny of the militarists was at its highest he was conspicuous for the following:
  - a. He prevented the design of the Chubu (Central Honshu) Armed Forces Headquarters to interfere with the judicial power. (At the time, Mar. 1943, he was Chief of Special Higher Police Section, Osaka Prefectural Office.)
  - b. He prevented the National Volunteer Corps of Kagawa Prefecture from becoming militarized as designed by the Shikoku Army Headquarters. (At the time, March 1945, he was Chief of Police Department, Kagawa Prefectural Office.)
  - c. Preventing the Marugame Kempeitai from illegally dispersing houses (to reduce congestion), thus protecting civil rights. (At the time, June 1945, he was Chief of Police Department, Kagawa Prefectural Office.)The details of the preceding cases and witnesses therefor are indicated in the attached sheet.
4. Hosoya is the author of a book titled "Oha-gokoro" or "Spirit of the Tea Ceremony" which gives a sidelight on his character.

0255

For your reference

Draft

S. Kimura

Mr. Masuhara's letter to G.H.Q.

It is my earnest desire to have Kiichi Hosoya as one of my important cooperators in the NPR.

1. He has a valuable experience in organizing emergency police measures--the countermeasures which the Metropolitan Police Board took against the "February 26 Incident" (Armed Revolt) of 1936 was planned under his direction. He was one of the few who, in the midst of the incident, entered the Metropolitan Police Board Headquarters which was then occupied by the insurgents, and succeeded in accomplishing their duties. The NPR is in dire need of a man of this calibre.
2. He is essential for duties of liaison and cooperation with the National Rural Police, Metropolitan Police Board and other principal local police, and government ministries concerned, which will have to work closely with the NPR, for the reason that he has many friends and acquaintances in these agencies and enjoys their confidence. It is such a person that the NPR badly needs.
3. I should like to appoint him to the post of Chief of the Secretariat of the NPR Headquarters. Although the post is not one which involves direct contact with the general public, it has the important role of liaison and cooperation as between the NPR departments and with the government agencies concerned. Hosoya is best suited for the post in this respect, and cannot be easily replaced by other persons.

0256

RA'-0582

0162

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

4. We, Hosoya and I, have had a friendship of 15 years' standing. His ability I know well; his loyalty nobody knows better than I. Once in the NPR, he can be counted upon to give unstinted cooperation in the implementation of Allied policy. He could become one of my lieutenants whose services could not afford to forgo.

It is requested that the foregoing facts be taken into full consideration and approval be given to his assuming the office of Chief of the NPR Secretariat so that he may as an important cooperator of mine help me discharge successfully my duties of Director-General which I accepted with a firm determination. I hereby solicit your special consideration on this matter.

0257

RA'-0582

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

G.S.I



G.S.次長リゾー氏と会談の件  
(昭和廿四・九・廿七 島内記)

本廿七日午後三時半、民政局リゾー次長に往訪、日本  
発送電および九配電会社の解体につき次の情報を  
を得た。

リゾー氏は、本件はESSSの主管であるから、曰  
発および配電会社の解体に関する総司令部の  
覚書の案を見せることは出来ないうが、コンスイテ  
ンシャルにその趣旨並に概要だけを口頭でお  
知らせする。即ち曰発および配電会社は過度の  
集中と指定されている。集排を勧告する目  
的は(1)民間所有会社に対する政府のコントロール

0259

幕僚長  
東三郎 (5) 田中 宗雄 (5)  
田中 清躬 (5)  
大森 寛一 (4)  
筒井 竹隆 (2)  
中野 敏夫 (5)  
田中 橋一 (4)  
細川 政博 (5)  
山内 政博 (5)  
丹羽 春樹 (5)  
大森 寛一 (5)  
田中 宗雄 (5)  
田中 清躬 (5)  
大森 寛一 (4)  
筒井 竹隆 (2)  
中野 敏夫 (5)  
田中 橋一 (4)  
細川 政博 (5)  
山内 政博 (5)

0258

RA'-0582

0164

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

および参加を除去すること。(2) 過度の集中なくして電気事業を能率的基礎の上に改組すること。(3) 電気局の行政運営上の機能を持たない純然たる管理機関である Public Utilities Commission を設置すること。(4) 公平料金を制定するため日本政府において研究を開始すること。日本政府は持株整理委員会をして日発および九州配電会社を解散せしめ、発送電および配電事業を地方的に統合された組織として次の地方に設立し得るようにする。

外務省

0260

西と関東地方の発送配電組織を更に二分することから来る。即ち発送配電のシステムを最高九つ道設けることが出来る。政府は日発および配電会社の所有株を処分し新たに改組された諸会社の株を買ってはならない。但し市のような地方自治団体で自己の発電所を持ち、その管轄内の住民に電力を供給したいという場合にはその限りは非ず。電気局の現在の職務はこれを廃止する。そしてその代りに料金のレギュレーションを行う。パブリックユーティティ・コミッションを設置する。各発送配電の地方組織を自立せしめるを主眼とし、又各システムの発正能力により料金の改正

外務省

0261

を行ふに必要がある。

新制度を有効ならしめるために関係法律の破棄又は改正が必要である。例えは一九二一年の法律第五五号、一九三三年の法律第四六号、一九三三年の法律第七六号および七十七号等である。  
詳細に關しては日本政府とE.S.S.と折衝に依り解決する。

リゾー氏は右に附加して、勸告は只今申上げられた原則的なアウトラインに過ぎないものである。料金の問題とか電力の需給調整等の問題は日本側の研究に依って具体化する事となるのである。右の勸告は日本政府の発意と責任にお

外務省

0262

いて実行する事と出来ると自分は確信し、スキヤピンは不必要であると思ふ、と述べた。

外務省

0263

RA'-0582

0166

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



東大に於ける昭和二十四年末手当事件に関する  
教員の懲戒処分の手前審査の概要

一、事件の概要

東大職員組合執行委員長原田正道教授同副委員長大山勲助手は昭和二十四年十二月中所謂越冬資金等の獲得運動に際し勤務時間の内外を亘り、その代表者として事務局長等の職務執行を甚しく阻害した為本年三月六日懲戒免職の審査説明書が同人等に交付せられたもので、これに対し本人より四月上旬公開の口頭審理の要求があつた。

二、審理の経過

(一) 才一回(昭和二十五年四月十一日)より才六回(昭和二十五年七月十一日)までの公開口頭審理においては前述の請求者原田、大山の両名並に弁護人側から評議会の決定せる審査基準について種々論議がなされ、大学側はこの審査が聴聞主義であるというのに対し請求者側は準司法的方法を主張、更にその基準は評議会が一方的に決定すべきでなく教授会並に請求者側の意見更に公聴会を開いて決定するのが妥当である

と主張の下に請求者側からの代案の提出がなされたが両者の意見は一致せず結局評議会案で行うこととなつた。

要するに才一回から才六回まで約三ヶ月間はその実質的内容に入つての審査を行うことはできなかつたわけである。

(二) 才七回(昭和二十五年九月十九日)の審理において漸く本件の核心たる審査説明書の内容に入つたのであつて引続き才八回(昭和二十五年九月二十六日)が公開せられ審査対象としての事実関係の審理はいつたが尙数回今後続行する見込である。

◎ 要するに純理の論争に止るのには当然のことであるが弁護人側の議論は寧ろ公正を欠きしばしば人身攻撃或は暴露戦術となり公開の性質上、学校管理、又は学生の訓育上重大なる支障を与えつゝあることが公開審理を極めて困難にする所以である。

日審理の期日

審理回数	期日	時間
第一回	昭和二十五年四月十一日(火)	午後六時~七時
第二回	四月廿四日(月)	午後二時~六時三十分
第三回	五月十六日(火)	午後二時~四時十五分
第四回	五月卅日(火)	午後二時四十分~四時卅五分
第五回	六月廿日(火)	午後二時卅分~五時十五分
第六回	七月十一日(火)	午後二時卅分~五時四十分
第七回	九月十九日(火)	午後二時廿五分~四時十分
第八回	九月廿六日(火)	午後二時五十分~四時五十分

大学管理機関(評議会)

審理回数	評議員	評議員	評議員
第一回	南原議長	茅評議員	児玉評議員
第二回	横田評議員	大山	瀬藤
第三回	尾高	矢内原	出
第四回	有沢	兼重	麻生
第五回			福田
第六回			
第七回			
第八回			

請求者側の出席者

回数	請求者	同代理人	出席者	回数	請求者	同代理人	出席者
第一回	原田	大山	高木(主任弁護人) 自由法曹団	第二回	高木	今野(共産黨代議士) 渡辺( "	高木 今野 渡辺 羽仁(参議院議員)
第二回	藤井	森長	藤井 佐伯	第三回	高木	今野	高木 今野 藤井 寺沢
第三回	上田	森長	上田 藤井	第四回	高木	今野	高木 今野 藤井 寺沢 上田 渡部
第四回	寺沢	藤井	藤井 寺沢				
第五回	藤井	藤井	藤井				

0265

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0582

0158

高木 安東 高沢 上野 今野 寺沢

高木 安東 寺沢

才七回

才五回

高木 一才八回

高木 今野 上野 斎藤

才六回

0266

RA'-0582

0169

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

神戸大学神戸経済大学予科教授小松彌郎に関する  
教育公務員特例法に基づく公開口頭審理概要

### 一、事件の概要

四月中旬神戸大学評議会は小松教授に対し神戸経済大学予科の課程が三月三十一日廃止されたので、国家公務員法才七十八條才四号の官制の改廃に該当し廃職（免職）になる旨の審査説明書交付

### 二、審理の経過

(一)四月下旬小松教授より公開口頭審理を請求

六月一日 才一回公開口頭審理

六月廿日 才二回

七月上旬 才三回

(請求者より病気のため審理延期方申入れあり)

十月廿日 才四回

以上四回に亘り公開口頭審理が行われたが主として審理手続規則制定の問題について論議が行われ実質的な審理を行わずに至らなかつた。

即ち請求者側は大学評議会には法律上手続制定の権限がない従つて、その規則は便宜的なものであり、すなわち当時者代理人等の意見を尊重し大学の自治と学問の自由を守る立場から制定されるべき評議会が一方的に決定すべきでないとし手続規則制定の原則として次の点を主張

(一)予断をもつてはならない

(二)基本的人権を尊重しなければならない

(三)公開の原則を破つてはならない

(四)準司法的な構成でなければならない

これに対し評議会側は特例法は審査権限を評議会に与えている。評議会はそれを遂行するためその責任において基準を作らなければならぬ。この評議会は特例法に基くものである。性格は明に聴問主義である。また基本的人権の尊重、公開の原則は公正な審理を調和し請求者の利益を實質的に害しない程度において制定されたのであると主張また請求者側から代案の提出があつた。

双方の主張において意見の一致がみられず結局四回の公開審理の結果

は評議会の案に依り行ふこととなり次回より漸く実質的内容の審理に入る段階に至つただけである。

三、出席者

○田中学長、坂本経済学部長、宮下評議員、新庄評議員、福田経営学部長、田中評議員、平井評議員、北村法学部長、柚木評議員、川上評議員、補文理学部長、今井文科学長、武市評議員、丸原評議員、城野工学部長、野地評議員、片岡評議員、富田御影分校主事、荒木姫路分校主事、八木学生部長、長島事務局長

○小松攝郎

菅原昌人（弁護士）、能勢克男、浪江源治、山本治雄、服部英次郎  
古林喜楽、伏見康治、寺沢恒信

なお傍聴者は室内に学生其他満員であつた。

0268

進駐軍  
政務省  
調査部  
情報部

45

中国大事月表(文匯報所載)に関する件  
(十月八日)

本書を国立国会図書館一般査査部において翻  
訳し、その一部を図書館内部に頒布した事情  
は、同図書館より入手した附屬の説明書によつ  
て判明することと思われ、本印刷物から外  
部に洩れ、進駐軍の目に留まった事情を國  
会図書館長金森氏は次の如く説明していた。  
(1)現在の副図書館長である中井氏の任命  
については当初から民自党方面においては反  
対があり、民自党方面では同氏を共産党の  
シンパなりと称しているが、同氏を認めての國

外務省

0269

会図書館内における紛糾は、和歌山の新聞  
なりびに日本週報という雑誌にも出たことが  
ある。(2)然るに昨年の八月、G.S.の指図によ  
り中井氏排撃に味方している図書館の二  
人の幹部級職員が除かれることとなり、その  
中の一名は議会の事務局に現れ、他の一名は議会の事務局に働くこととなり、G.S.  
他の一名は議会の事務局に働くこととなり、G.S.  
に拒否されたのである。(3)本件文書は  
中国研究室において翻訳せられ、自分も大し  
て気にも掛りず、その翻訳を許したものである  
が、百四十九部印刷し、二十四部を図書館外部  
に配った。その外部に出たものと思  
われる。その外部に出したと思われる人の

外務省

0270

RA'-0582

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

話によれば、民自党の代議士の貫いに未だ  
 ので何気なく手渡ししたといひ、その代議士の  
 顔も名前も覚えなくていふ話である。  
 それが議員の間でなく進駐軍の方にも  
 流れて行ったのはあるまいか。恐らくGS  
 により排除せられたる幹部級職員の子分  
 の者が外部に持ち出して問題を起こしたものと  
 あると思われる。(4) 約十日程前自洲氏が進  
 駐軍との問題解決に乗り出してくれている  
 筈である。自洲氏に対しては附属の説明書  
 の如き説明をし、<sup>本件</sup>文書を二三部手渡し  
 した。  
 要するに金森氏としては、本件はかねてから

外務省

0271

中井副図書館長の任命を快く思っていない  
 中、並かに免職された幹部級職員三名が政  
 意に事を感じたものと思われお考へての事である。

外務省

0272

RA'-0582

0173

Prosecution Affairs Division

ラッパに一つは、経済課と刑事課との間に意見の相違が
あり、一時委員会と開き、意見を取まとりた上、十九三時ころ
に連絡するとのことである。(右は日中事務官と法務府に
ヤマノノミと答った結果で、法務府の電話は「しめられたら
金印不通の由です)

外務省

0273

RA'-0582

0174

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



GS

To : Major J.P. Napier,  
Government Section, G.H.Q.  
From : Shiroshichi Kimura,  
Director of Liaison Bureau, FOM.  
Subject : Raffle sponsored by Anglican Episcopal  
Church Club.

Oct. 7, 1949

In connection with the proposed raffle sponsored  
by the Anglican Episcopal Church Club, I am happy to  
state, after consultation with the Attorney-General's  
Office, that the Club may conduct the raffle.  
Procurator's Office has been duly advised of the above decision.

Shiroshichi Kimura  
Chief of Liaison Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs.

0274

RA'-0582

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

極秘

月廿一日午後、保利党の大佐、エーミス労働者同盟の代表と  
 電撃の解雇は労働者の使用者側の問題であり、日本  
 政府もその見解も介入すべきではない。  
 二の電撃の解雇が他の産業などの現度まで拡大  
 するであろうか。大佐の見解をお伺いする。  
 三、エーミス、共産党の排障といつても、共産党員全部を排  
 除せよというのではない。排障は労働者にしては  
 固の中古日産鉄の働く労働者は、いんま、政

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-2

労働省

極秘

1949  
 取扱いは意図されています。

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-1

労働省

RA'-0582

0176

3

う者々<sup>を</sup>自身の中に養うといふようなものがある  
 大臣。共産党を多くこの産業から遠ざかることは  
 国民の大多数、使用者、若くは組合の支持を受けるに  
 あつた。この問題については週日論議において、<sup>各所の</sup>  
 大臣の意見も述べられた。第一である。しかし、  
 産業界も整理するならば、社会的不安を惹起  
 する恐れがある。この不安を解消するに  
 労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-4

2

策を担いとおろすか、由頭では今は共産党とは實際  
 共産主義を理解し、民権的改善をこつがとせうとする  
 革命的指導者のことである。二の中核を排除  
 してははなすまい。若し二の指導者を雇つて  
 おれば、それはゆるぎを覚え、補助金を与えて  
 いるようなもののみである。使用者、組合、政府の中  
 に二の命令があれば、これは果敢に破壊を行  
 労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-3

RA'-0582



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

5

思われぬ。  
 一、三三三。芝罘の労働基準法、労働組合法の解  
 釈は箇々の字句であり、その中には、その旨の承  
 を得ている。その中に、*Jackman* の解の如  
 く、芝罘法は合衆国憲法は自由法律上の保護を  
 与えるゆ要はない。芝罘法は投票によるもので  
 おろしきを得てしまつてしまつてゐる。

労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-6

4

いる。急進的意見をいひ、日本の産業を破壊する  
~~日本~~ 根柢のあるものを積極的に排除するに  
 は同感である。しかし、たゞ野蠻力を持たず  
 にもうを解雇するよりは建設的に行ふ。  
 一、芝罘。日本芝罘法の全が一か二か三か  
 芝罘法もそのも急進的意見をいひ、試つていふけれ  
 ども日本芝罘法は今日限界果に達してゐる。

労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-5

RA'-0582

0178

6

大原。この解社の表紙に用いた総題も相説  
 した次第であるが、総題は三之師の書翰を引  
 用して、其産道遷移の合法性を強調したの意  
 図がある。又、右另幼基準局の解社の中心  
 三之師書翰との関係に折りはむかか内題  
 である。目下研究中である。

労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-7

7

另幼組名の「パー」は關係ある由題であるから、  
 另幼大原は流鶯社から相説を受け、另幼大  
 原は另幼海長三之三と勘儀の上置置す  
 べきである。事少くとも、另幼組名の關係ある  
 ことは、另幼大原及び另幼海長はすべし知  
 つて言はなければならぬ。

労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-8

RA'-0582

0179

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

89

事務の元管事務にある。従って、日本駐米館内では、  
 法務省の措置を取つたのは当然である。  
 米領事館としては予め連絡して置いた方がよいであ  
 るが、連絡はなかつた。自アとして、内々法務省に  
 知すの内は連絡があつて、L.D.にも連絡がある  
 ものと思ふ所であつた。

次官。米領事館が米領事館をたてよに當り、  
 事務の元管事務の如何を以てせよか。  
 一三三。これは米領事館の如何を以てせよか。  
 事前は尚存官庁と連絡を取つて行つた事では  
 ない。然るに特に米領事館は、米領事館に當りては強引な  
 言柄を持つてゐるから、米領事館の意向は當否を  
 せらぬものはなからぬ。

一三三。今日の米領事館の離米ハールの問題は、  
 労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-10.

8

事務の元管事務にある。従って、日本駐米館内では、  
 法務省の措置を取つたのは当然である。  
 米領事館としては予め連絡して置いた方がよいであ  
 るが、連絡はなかつた。自アとして、内々法務省に  
 知すの内は連絡があつて、L.D.にも連絡がある  
 ものと思ふ所であつた。

次官。米領事館が米領事館をたてよに當り、  
 事務の元管事務の如何を以てせよか。  
 一三三。これは米領事館の如何を以てせよか。  
 事前は尚存官庁と連絡を取つて行つた事では  
 ない。然るに特に米領事館は、米領事館に當りては強引な  
 言柄を持つてゐるから、米領事館の意向は當否を  
 せらぬものはなからぬ。

一三三。今日の米領事館の離米ハールの問題は、  
 労働省

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-9.

RA'-0582

0180

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

11

長官、若し解散を裁奪するならば、日本政府が  
 是は整理する由事があるに  
 準備を盡し、事件を整理するものには  
 中核にかけ限られようがある。何れもだが、  
 此の整理の建前は  
 便利である。組合使用、労働者  
 の基準が不明のため組織である。

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-12.

10

以上は其の解散に際して行動するをかわか  
 すべきものである。地方の事務所、  
 工三三。其の解散は、  
 思われよう。

野紙 洋紙半面野紙乙

0274-11

RA'-0582



12

種々の事情に持つてこのように理解を以てし  
~~て~~おあるから、二の解散の意思を固  
してはねめ、損害をなすはなうまい。

労働省

罫紙 洋紙半面罫紙乙

0274-13

RA'-0582

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



11/11  
TS

今度、日本の最大日刊の一つ「よみうり」新聞社が主催となり、貴女を日本に御招きし、刻下、日本の重大問題である産兒制限に關した、正當な科學的知識の普及に御協力を願う計畫が進められていることを知り、心から嬉しく思いました。

委細は、前代議士加藤シヅエ氏から聴取して居りますが、この意義ある催に賛成され、現在、社會不安の裡に悩む日本の爲、万障御繰り合せ、御來朝下されば、何よりの幸と存じます。

0275

RA'-0582

0183

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

MARGARET SANGER RESEARCH BUREAU

Affiliated with

THE PLANNED PARENTHOOD FEDERATION OF AMERICA, INC.  
17 West 16th Street New York 11, N. Y.

TELEPHONE WATKINS 9-6200  
CABLE ADDRESS: "SANGATROL"

BOARD OF MANAGERS

MARGARET SANGER, CHAIRMAN  
ROBERT L. DICKINSON, M. D.  
RICHARD N. PIERSON, M. D.  
ABRAHAM STONE, M. D.  
MRS. HENRY C. TAYLOR

MARGARET SANGER  
DIRECTOR  
ABRAHAM STONE, M. D.  
MEDICAL DIRECTOR  
GRANT SANGER, M. D.  
ASSOCIATE MEDICAL DIRECTOR  
ROBERT L. DICKINSON, M. D.  
SENIOR MEDICAL CONSULTANT  
STEPHEN W. BLODGETT  
TREASURER

Contraceptive Service

CHERI APPEL, M. D.  
DEBORAH BAUMGOLD, M. D.  
JEANNE CARBONNIER, M. D.  
ESTHER FAGAN, M. D.  
RDA GERSTEL, M. D.  
LUISE GOWANLOCH, M. D.  
ERNEST GRAFENBERG, M. D.  
LENA LEVINE, M. D.  
ASST. MEDICAL DIRECTOR  
FRANCES LEWIS, M. D.  
LINDA MAZZOLA, M. D.  
JANE NORTHUP, M. D.  
BERGLIOT STROMSOE, M. D.  
EDITH WOODDELTON, M. D.

Fertility Service

LAWRENCE CRAWLEY, M. D.  
LOUIS PORTNOY, M. D.  
GRANT SANGER, M. D.  
FRANCES E. SHIELDS, M. D.  
ABRAHAM STONE, M. D.  
SIDNEY C. WERNER, M. D.  
CONSULTANT

Marriage Counseling Service

LENA LEVINE, M. D.  
ABRAHAM STONE, M. D.

2133 East Elm Street  
Tucson, Arizona  
August 14th, 1949

Mr. Tsunego Baba  
President The Yomiuri Press  
Tokyo, Japan

Dear Mr. Baba:

Your good letter of July 21st received some weeks ago. I have delayed answering and acknowledging it, hoping I would have a definite reply for you from my application for a Japanese visa from our State Department. So far no reply has come and I do not wish to delay longer my answer to you and my thanks and gratitude for your kind invitation to come to Japan.

Indeed, I should feel it a great privilege and honor to accept your invitation and if the State Department at Washington, D.C. allows me the passport and visa, I shall make all plans to go sometime the latter part of October.

I will inform you or Mrs. Kato by cable as soon as information arrives.

With my thanks for the honor you have conferred upon me by your invitation, I am

Sincerely yours,

*Margaret Sanger*  
Margaret Sanger

ecw

0270276

RA'-0582

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

サンガー夫人殺

~~加藤とズエ~~ <sup>社会党</sup>

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ <sup>新</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

加藤とズエ <sup>社会党</sup> ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~の~~ ~~事~~ ~~業~~

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

0278

0277



日本現状 科学的  
知識の進歩を遂げる大なるおの民衆の爲、サンガリ

夫のその科学的權威者(を招く) 眞摯を示す

細心(に) 如くに建設的の文化に国家

の無難に(を) 我々の我々の

の可成りとして大なる我々の我々の

我々の我々の我々の我々の我々の

我々の我々の我々の我々の我々の

我々の我々の我々の我々の我々の

我々の我々の我々の我々の我々の

我々の我々の我々の我々の我々の

社 長 馬 場 恒 吉

0281

1949

公務員に対する年末支給に関する件

三月四日の政府および興党の連絡会議において

總理から大蔵大臣が何かの機会に予算に余裕が

ついたら賞与を出したいというようなことを話し

た旨の新聞記事に關連して質問があったのに対し

増田官房長官から、本件を笑話に移すには立法

措置が必要であり相事困難であるという答弁

をした。その際衆議院の方から二十四年度において困難

外務省

0282

なりば二十五年度において支給し得るよう出来な  
いならうかといふような発言があったが、これが三月  
六日の「ニッポンタイムズ」の記事のソースを成してお  
るものと思われる。二十五年度支給は今後の研究  
の問題であるが、なお自由党の希望としては支  
給は免に角、法律案だけでも本議会に提出しな  
いといふ希望がある模様である。

外務省

0283

RA'-0582

0188

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

SUBJECT: Payment of Fiscal Year End Bonus to  
Public Service Personnel

At the liaison conference between the Government and the Government Party on 4 March, the Prime Minister asked a question concerning press reports to the effect that the Finance Minister had on some occasion said that he would like to give out bonuses if there was an surplus in the budget. Mr. Masuda, Chief Cabinet Secretary, replied that if such payments were to be effected legal steps would have to be taken and that the matter was one of considerable difficulty. At that time a party representative said that if payments were not possible in the present fiscal year something might be done to make such payments possible in the next fiscal year, and it appears that this was the source of the news item carried by the Nippon Times on 6 March. Bonus payment in the 1950-51 year is a matter for future study, but there appears to be a desire in the Liberal Party to present at least a bill to the present Diet, quite apart from the question whether or not bonus payments are feasible.

0284

SUBJECT: Payment of Fiscal Year End Bonus to  
Public Service Personnel

At the liaison conference between the Government and the Government Party on 4 March, the Prime Minister asked a question concerning press reports to the effect that the Finance Minister had on some occasion said that he would like to give out bonuses if there was an surplus in the budget. Mr. Masuda, Chief Cabinet Secretary, replied that if such payments were to be effected legal steps would have to be taken and that the matter was one of considerable difficulty. At that time a party representative said that if payments were not possible in the present fiscal year something might be done to make such payments possible in the next fiscal year, and it appears that this was the source of the news item carried by the Nippon Times on 6 March. Bonus payment in the 1950-51 year is a matter for future study, but there appears to be a desire in the Liberal Party to present at least a bill to the present Diet, quite apart from the question whether or not bonus payments are feasible.

0285

RA'-0582

0189

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan